

平成21年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年9月2日（水）

新宿区 区長室 区政情報課

午後2時00分開会

【会 長】 それではお待たせいたしました。

ただいまより平成21年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。委員の皆様方、どうぞよろしく願いいたします。

最初に新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、事務局のほうからご紹介いただきたいと思います。

【区政情報課長】 事務局です。今回、区議会選出委員のうち1名の方が新たに当審議会委員として委嘱されましたので、ご紹介させていただきます。

かわの達男委員でございます。

【かわの委員】 かわの達男でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【区政情報課長】 新しく委員になられた方に現在の委員の方を紹介させていただきます。

寄本会長です。

【寄本会長】 寄本です。よろしく願います。

【区政情報課長】 山口副会長です。森岡委員です。赤羽委員です。ひやま委員です。川村委員です。久保合介委員です。鈴木委員です。小菅委員です。鍋島委員です。福西委員は今お見えになっていませんけれども、お見えになると思います。久保雅延委員です。今井委員はちょっとおくられているようです。林委員です。

以上です。よろしく願います。

【会 長】 ありがとうございます。どうぞ委員になられた方、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、あらかじめ皆さんに送付いたしました資料につきまして、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

【区政情報課長】 今回事前にお配りしました資料は、本日の次第、それから資料36の「前年度所得税推定計算システムの開発について」から、資料45の「地盤資料データサービス作業委託について」までとなっております。

資料40と資料41につきましては関連がありますので、一括してご説明をさせていただきます。また、資料37は報告事項ではありますが、説明者の都合によりまして、2番目に報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

資料についてのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会 長】 資料について、何かご質問ございませんか。よろしいですか。

では、次第に沿いまして審議を進めてまいります。

最初は資料36、「前年度所得税推計計算システムの開発について」でございます。それでは、ご説明よろしくお願ひいたします。

【学校運営課長】学校運営課長、齊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料36、件名、前年度所得税推定計算システムの開発につきまして、ご説明をいたします。

まず、今回当審議会に諮問する内容につきましては、第11条第2項第5項の目的外利用、さらに第16条第1項本文中、電子計算機による個人情報処理の開発、変更についてでございます。

1枚おめくりいただきたいと思ひます。

事業の概要でございます。まず、事業名は子ども園管理、担当課は教育委員会事務局の学校運営課でございます。目的といたしましては、正しい保育料を算定するための資料とするためでございます。

対象者は子ども園在園者のうち、ゼロ歳から3歳児クラス、及び4歳、5歳児クラスで長時間保育利用者の保護者、平成21年度では約240名。これは園児数掛ける父母の数ということで、2倍で240というものを出しているものでございます。

事業内容です。住民税情報を利用いたしまして、推定所得税を計算するものでございます。計算した内容につきましては、学校運営課で所有する所得税情報、これは本人提供のものとはマッチングをいたしまして、帳票を打ち出す。帳票の内容につきましては、児童氏名、保護者氏名、所得税額、推定所得税額等。所得税額と推定所得税額に相違があるものに関しましてはアスタリスクをつけるといったような内容のものでございます。

学校運営課で所有する所得税情報と、税務情報から推定した所得税に相違のあるものについて調査をいたしまして、保育料の階層に変更が生じるものにつきましては確認を行い、必要に応じて保護者に照会し、保育料を算定し直すといったものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思ひます。

まず、目的外利用関係でございますが、件名といたしましては、前年度所得税推定計算システム開発のための住民税情報の目的外利用についてでございます。これにつきましては、現在総務部の税務課が特別区民税・都民税の賦課、収納を行うために保有しております情報の中から、総所得金額とそれから所得控除合計額、課税総所得金額、この3つを子ども園管理といたしまして、正しい所得情報を設定し正確な保育料の判定を行うために目的外利用するものでございます。

目的外利用の時期につきましては、当審議会承認後から以降継続して利用させていただくも

のでございます。

次でございます。次ページ。件名につきましては、前年度所得税推定計算システムの開発についてでございます。保有課といたしましては、教育委員会事務局の学校運営課でございます。登録業務の名称は子ども園管理。

記録される情報項目でございますが、まず1番、個人の範囲については、先ほども申し上げましたが、子ども園に在園するゼロ歳から3歳児の保護者、及び4・5歳児クラスで長時間保育利用児の保護者でございます。

それから、記録項目につきましては、児童個人番号ほか13項目、そちらに記載のとおりでございます。次に、記録するコンピュータにつきましては大型汎用機で、大変申しわけございません、そちらに「区政情報課」と記してありますが、「情報政策課」の誤りでございます。この場をおかりして訂正をさせていただきたいと思えます。そちらに設置するホストコンピュータでございます。

新規開発・追加・変更の理由でございますが、子ども園に在園するゼロ歳から3歳児の保育料及び4・5歳児クラスで長時間保育利用児の保育料は、保護者の所得税により階層別に判定をして決定をしているものでございます。新宿区で賦課された区民税情報から所得税を推定計算をいたしまして、保護者から提出された所得税情報と相違があるものにつきましては、内容を確認することにより、確定申告により所得税に変更が生じたものや区の事務処理の誤りなどによって所得税を誤認していたものを洗い出しまして、正しい保育料を算定するといった内容でございます。

新規開発・追加・変更の内容ですが、目的外利用する住民税情報を利用して推定所得税を計算し、学校運営課で保有する本人から提供された所得税情報とマッチングを行って、その結果を帳票に出力するといったものでございます。

新規開発・追加・変更の時期でございますが、平成21年度中ということでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞご質問、ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

【川村委員】川村です。

まずお伺いしたいんですけども、そうすると、今まではそれぞれの保護者の方から出された所得税情報に基づいて、この保育料については決めていたという理解でよろしいんでしょう

か。

【学校運営課長】はい、そのとおりでございます。これまでですと、ご本人、保護者の方から提出いただきました源泉徴収票、あるいは確定申告の写し、こういったもので保育料の算定は行っていたものでございます。

【会 長】どうぞ。

【川村委員】そうすると、今回改めて導入するということですから、その中で何か齟齬があったのかなということと、あとは、当然これから導入した後については、こういう形で個人情報を使いますということについて、申し込みの段階で同意をいただくということになると思うんですけども、その点の確認をあわせてしたいと思います。

【会 長】はい。

【学校運営課長】これまで特に、こういった保育料の違いが例えば所得税の違いがあつてということではないんですが、ただ保育料を算定する際の個人情報としての所得税額を出していただく場合に、2回に分けて提出していただいております。2回に分けてというのは、まず継続をする翌年度も引き続き園に通う方につきましては、まず1月末までに提出をしていただく。新たにお入りになる方については3月の15日までと。ただし、1月末までに提出いただく内容については源泉徴収票ということになろうかと思ひまして、確定申告なさる方などについてはその後3月15日までに、継続の方も提出をしていただくということでやっておりました。

ただ、中には源泉徴収票だけを出しておけば、あとの所得があつてもそのままできなくてもいいのかなと思つてしまつたりとか、あるいは私どものほうでそういったミスがないように心がけておりますが、入力の際に誤りがあつてもそれをチェックする機能がなかったといったところから、今回改めてこのシステム開発をさせていただくといったものでございます。

また2点目の、この審議会での承認をいただいた後につきましては、保護者のほうにこういった形で、今後継続あるいは新規でお申し込みをいただく際に、こういった情報の内容については周知を図っていくといった形で進めていきたいと思つております。

【川村委員】はい、結構です。

【会 長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】すみません、1点だけ確認させていただきたいんですけども、記録するコンピュータが今、情報政策課に設置するホストコンピュータということで説明がございましたが、その3ページ、保有元・保有情報、総務部税務課のホストコンピュータ、それと隣の教育委員

会学校運営課のホストコンピュータ。これは、それぞれの課にあるホストコンピュータなのか、すべて同じホストコンピュータなのか、教えていただけますか。

【学校運営課長】これにつきましては同じコンピュータでございます。

【ひやま委員】ということは、データの移動はないということの理解でよろしいですね。

【学校運営課長】はい。

【ひやま委員】ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。

はい、どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】事業内容の4に「保育料の階層に変更が生じるものについて確認を行う」とありますね。だから、子ども園は来年になるんですけれども、保育料というのはもっともっと対象なのは、保育所の子どものその階層なんですけれども、あくまで何で子ども園だけで保育園のはいないんですか。

【学校運営課長】保育課のほうでは既に同様の内容で処理を行っているというふうに伺っております。

【久保合介委員】わかりました。もうやっているからということで。

それでも一つだけ。税務情報を正として、本人がその提供する所得税情報を誤とする。そういう立場で調整するというふうにししか考えられないんだけど、そういう理解していいんですか。

【学校運営課長】先ほど説明で申し上げましたように、情報だけではなく、こちらでの入力などの誤りがないかどうかの確認も、このシステムを導入することによってチェックがかかってくるといったものでございますので、必ずしもご本人からいただいた情報が誤りといったことで考えているものではございません。恐らく、今対象となるのが240人程度ということですが、実際に先ほど保育課のほうの状況などを見た場合に、恐らくここでこの誤りでひっかかってくるのは1けたいるかどうかというような状況だと推測はしております。ただ、今後子ども園もふえてまいりますので、対象者がふえる中ではこういったシステムの必要性を感じたものでございます。

【久保合介委員】はい、結構です。

【会 長】どうぞ。

【副会長】制度的なことなんですけど、保育料がなぜ所得税が基準なのか。住民税が基準であれ

ば、こんな複雑なことをしなくてもいいんだけど、その点どういう制度なのか、ちょっとご説明ください。

【学校運営課長】子ども園の保育料につきましては、保育園の保育料と、保育に欠ける要件をお持ちをお子さんについては同様のスタイルをとっております。応能負担ということで、その世帯の所得に応じて保育料が上下するといった内容でございます。

それで、階層的には下のほうから申し上げますと、まず生活保護世帯や、これは住民税の非課税世帯などについては、保育料がかからないといったものでございますが、ある階層からは今のところ、その世帯の所得税の金額、これは3,000円未満である世帯からスタートするわけでございますが、で計算をしているというのが実態でございます。

ただ、なぜ所得税なのかにつきましては、大変申しわけございません、ちょっと今この時点で明確なご説明をできる状況ではございません。

一方で、ただ区のほうの細分されたこの所得税でのものと、国が定めている保育料が一つございます。この国のほうについて所得税で計算するといったことで定めがありますので、それに準じているというのが現在のところでございます。もともとなぜ所得税なのかという、その国の基準についてのご説明はちょっとなかなか、今この場ではできないというところがございます。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】この4ページの、記録される情報の項目の2の記録項目に、児童個人番号というのがあって、それから児童住民番号もあるんですけども、この児童個人番号というのは、これは私はちょっと、児童住民番号があるのに何でこれが振られるのかなということでお教えください。

【学校運営課長】この児童個人番号というのは、単純にその番号を1番から振っていくということで、私どものこの情報を管理する中での付番で、順番といって申し上げたらよろしんでしょうか、人数分を確認するための番号でございますが、個々を判別する場合にはその児童住民番号、これを見ることで可能でございますが、人数等を把握する際にこの個人番号の数で確認をとると、こういったものでございます。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】すると、新宿は出入りが激しいですね、転入、転出。そのたんびにこの番号は消したり、あれしたりするわけですか。

【学校運営課長】これにつきましては、リストを打ち出す際に、1番からの付番をそのたんびにし直すといったものでございます。個々について回るものではなくて、順番として1番から何人並んでいるかということでの番号と。

【鍋島委員】個々の人についているわけではないんですね。

【学校運営課長】はい、そういうことです。

【会 長】よろしいですか。

【鍋島委員】わかりました。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】今の4ページの新規開発・追加・変更の理由のところ、一番最後のところに、「確定申告により所得税の変更を生じた者や」、その次、「区の事務処理の誤りにより所得税を誤認していた者を洗い出し、正しい保育料を算定する」ためのこのシステムというのは、これはどういう事態を想定して、何を言っているんですか、これは。

【学校運営課長】源泉徴収票等を出していただいて、それを区のコンピュータの中にその情報を入力をするわけですが、これ必ずしも手で今は基本的に入力をしてまいりますので、その際に入力の間違いないとも限りませんので、その都度チェックはしているんですが、これを行うことによって、改めてダブルチェックができるといったことで、ここでの区の事務処理の誤りというのは入力ミスといったことを指しているものでございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】そうすると、それは逆に言えば、ここで正しい保育料の算定の部分についてのことだけ考えればいいのかもしいかなけれども、これはしかし、それがもし見つかるのであれば、ここでどうのこうのするような問題じゃ、逆に言えないんじゃないの。そういう入力ミスがもしあるようなことだとすると、そもそもそのホストというのか、一番もとのところのことがきちっと正されないと、ここの保育料のところの算定でこういうのが見つかるというのも、もしそうだとすればこれまた変な話であってね。こういう区の事務処理の誤りによるというのを前提にこのシステムが出るというのも、ちょっと何となく違和感が私にはあるんですけどもね。

【学校運営課長】入力の際にチェックリストを出していますので、基本的にはそこでまず。保護者の方からちょうだいした税情報についての入力、そこでチェックリストを一度出していますので、そこでチェックがかかるんですが、改めてこれをやることで、もしかするとという部分で一応そこに記載をしたものでございますが、メインはやはりご本人が出していただいて、



源泉徴収票だけを出して、確定申告をする方でもそのままであったりとか、あるいは実際に確定申告をされて税額が下がるということもございます。そういったときに手続をおとりになっていないとか、そういったところから計算すると、そういったものを計算して正しい保育料を算定すると、これがメーンの理由でございます。

【かわの委員】要は確定申告による所得税が変わったりというのは、その前段にあるけど、その次、最後のところは、「区の事務処理の誤りにより」というのが何か主語になっている。この書き方、どうかなというふうにちょっと感じましたので。いいです、もう答弁はいいですけども。

【副会長】お聞きしていると、数件の洗い出しのためにでかすぎるんですけど、問題が。要するに目的外利用だから、ここにかかっているんで、個人情報とかそういう問題よりも、要するに本来なら税務のために集めたデータをほかの目的に使わせてくださいという、そこにポイントがあるんですよね、これ、ここへ審議会へかかっている意味はね。それはこんなことは手作業でも何十件ぐらいならできるかもしれないし、あるいは担当者の簡単な表計算ぐらいでできるかもしれないですよ、二百何十件なら。多分その目的外利用、税務の材料をこの教育委員会に使わせてくださいというところにこの審議会へかけた目的があると思うんで。

そういう目的外利用だということで、この議題の意味がある、こういうふうに理解しました。それでよろしゅうございますか。

【学校運営課長】それが大きなものというふうにとらえております。ただし、対象者につきましては、今後も子ども園が増えていくと。今計画で出ているものもございますので、現在は240名ですが、これの対象者が増えるというのも今後予測をしているシステム開発でございます。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、本件はもしご異論がなければ、承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

【学校運営課長】どうもありがとうございました。

【会 長】それでは、次にまいります。

資料37、「住宅手当緊急特別措置事業における受付業務及び住宅確保・就労支援員業務の委託について」でございます。

それでは、よろしくご説明お願いいたします。

【勤労者・仕事支援センター担当副参事】地域文化部の勤労者・仕事支援センター担当副参事の村上でございます。

本日は、資料37番に基づきまして、「住宅手当緊急特別措置事業における受付業務及び住宅確保・就労支援員業務の委託について」をご報告させていただきます。

ページでいきますと、1枚おめくりいただきまして、2ページをお開きください。

事業の概要でございますが、この事業につきましては、本年度の国の補正予算、補正措置に基づきまして、全国的に、要領によりますと10月1日を開始目途として実施をするというような運びになっている事業でございます。目的といたしましては、仕事とお住まいを失った方々をサポートして就労に結びつけていこうと、こういう事業でございます。

対象につきましては、1枚おめくりいただきました3ページでございます、附属資料1の記載のとおりでございます。2年以内に離職した者から始まりまして、7番までの該当ということで対象者が定められてございます。

事業の内容につきましては、この対象者からのご相談をお受けいたしまして、いわゆるつなぎ融資と言われる社会福祉協議会の貸し付け、こちらに連動させるような形で、最終的には6カ月間の住宅手当を支給をすると。その間に就労支援をしっかりとやらせていただきまして、就職・就労に結びつけていく。それによって後は自立をしていただくと、こういうための事業でございます。

支給方法、規模につきましてはこの記載の3番、4番、約300名程度を本年度半年間の事業の対象というふうに計数をしてございます。

今回、お諮りする住宅確保・就労支援員の業務でございます、5番でございますが、手当の支給対象者からいわゆる就職活動、こういう状況を報告を受ける、面談によって確認をさせていただきます、就労かつ就職活動をしていない場合については、ハローワークへの同行訪問など、支給をしています住宅にお住まいの方、対象者に訪問して確認を行うなどの対応をやっていくと、こういう業務になります。

お手元の資料の5ページ、これが事業の全体のフローになってございますが、相談者から相談をお受けしまして、住宅手当の相談、それから申請の受理をいたしますと、社会福祉協議会のつなぎ融資の申し込み、次には家探しという形で、ある程度見つかって決まりますと、次に社会福祉協議会の総合支援資金の申し込み、それを経て不動産業者との賃貸契約。その後、就労支援が行われる。これは住宅手当の支給とともに解消されると、こういう流れになります。当然、就労支援についてはこの家探し等々をやっている期間内にも行う予定でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、今回の事業の業務委託の概要でございます。情報の保有課は地域文化部産業振興課消費生活センター、私どものところでございます。登録の名称は先ほど申し上げた業務の名称、住宅手当緊急特別措置事業における受付業務及び住宅確保・就労支援員業務。

委託先につきましては、民間法人などというふうになってはいますが、一応NPO法人、それから民間の就労支援を行っている事業者等々から、現在、複数の見積もりを取っておりまして、その中から選定をするというようなことになろうかというふうに考えてございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目ということで、まず住宅手当の支給の対象者、これが書類として申請を受けますので、そこに記載される写真以下、住所、氏名、生年月日、電話番号、同居する親族の有無、収入の有無等々の情報。それから、その後就労支援を行う上で委託先が収集し報告をするという事項が、就職活動この状況に関する情報、それから各1回ごとの面接記録といったものになります。

情報の項目の記録媒体はごらんいただくとおりでございます。

委託の理由につきましては、このような就労支援の事業でございますので、そのようなキャリアカウンセリング業務等々の経験が必要になってまいります。現在、就労支援の総合相談窓口を委託しているNPOにつきましても、そのような形で選定をさせていただいてきた経過がございます。そのようなことで、このような業務実績等々を持つところから選定をさせていただきたいと。特にハローワーク、それから福祉事務所といった関係機関との連携が大変必要になってきますので、その辺との関係も重視をしながら選定をしていきたい。また、そのような経験を生かした業務をしていただくために、民間への委託をさせていただくということでございます。

委託の内容は、こちら記載のとおりでございます。一応国から出ております要領に基づきまして、住宅確保・就労支援員の業務というものがあつてある程度枠が定められてございますので、その対象業務をこの「○」でお示しをしております。

委託の開始時期及び期限ですが、本年度につきましては一応国の要領によりまして、10月1日を目途に開始をしてくれということで連絡通知がございますので、10月の1日から本年度は年度末まで。当該事業につきましては、毎年の予算措置によってということになりますけれども、現在のところ説明を受けておりますのが、23年度までの期間限定事業というふうに聞いてございます。3カ年の事業と聞いてございますので、基本的には23年度まで継続を予定させていただくということでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策。契約書に別紙、もう1枚おめくりいただいた7ページの特記事項を付し、しっかりと確約を受けるということ。それから業務終了後、作成した面接記録等々の個人情報、これを区に返還をさせるということで対応してまいります。

受付事業者に行わせる情報保護対策は、ごらんいただくとおりでございます。

大変雑駁ではございますが、事業概要それから個人情報の取り扱いにつきましては、以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご質問、ご意見ございましたらよろしく願います。

どうぞ、小菅委員。

【小菅委員】国策でありますし緊急を大変要する事業で、私ども立場上ぜひ進めていただきたいと思っているんですが、どうもこうポイントを見ますと、最終的にこの委託先が大変重要な事業になってくるのではないかというふうに思います。説明の中にNPOあるいは民間等で見積もりを取っているということですが、これは1社ですか、複数社になるのでしょうか、その委託先は。ちょっとそれを教えていただきたい。

【会 長】どうぞ。

【勤労者・仕事支援センター担当副参事】現在、NPOについては1団体、それから民間については2社お願いしたところですが、見積もりが出てきたのが1社という状況になってございます。

具体的には私ども、現在就労支援の総合相談窓口というのを本庁で実施をしておりますけれども、実はこの実績の中で今回開始をしようと考えております住宅手当の対象とおぼしきものが、大体月の280件程度のご相談のうち四、五十人ぐらいいらっしゃるんですね、実は。そうすると、そこである程度住宅手当の相談に近いものを現在も実施をしているという実態がございまして、ここをうまく活用できないかということも念頭に置きながら事業者の選定をしたいというふうに考えてございます。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】対象が300人ということですが、これはどういうその数字、根拠なのか。もっと多くてとりあえず予算がこれなのか、それともこんなもので今年度はいいだろうということなのか。その辺はどういうふうにつかんでいますか。

【会 長】はい。

【勤労者・仕事支援センター担当副参事】対象者につきましては、これは当初国から連絡が来た段階で、企画を含めていろいろ計数をさせていただきまして、例えば具体的に申し上げますと、住宅手当の前の、前提となります国がやっています就職安定化制度ですか、就職安定資金の貸し付け。これは西口にございますキャリアアップハローワークでやってございます。これが約半年で大体1,000名強の相談を受けているという状況でございます。実際に申請受理した件数が232件というふうに報告を受けていまして、そのうち90ちょっとが国の制度にひっかかったと。

今回の制度は国の制度をかなり緩和して、もうちょっと対象枠を広げてございますので、その中で相談の件数に申請の受理割合を想定をかけて、支給決定の率を想定をして大体はじき出したのが、半年で300人程度と。そういうことで、今後ハローワークのほうの相談も都内11カ所あるものがどうも新宿に1カ所にまとまってくるということを聞いておりますので、非常に新宿は相談がふえるのかなというような心配してございまして、ある程度大きな見積もりをさせていただいてございます。

【かわの委員】わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ。

【鍋島委員】ちょっと個人保護じゃないんですが、教えていただきたいんですけど、この家賃の振り込みはそういう方に渡して、その人から振り込むんですか。

【会 長】はい。

【勤労者・仕事支援センター担当副参事】振り込みは契約した貸主のほうにダイレクトに、区から振り込みをさせていただくことになってございます。

【会 長】ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【小菅委員】重ねてですが、委託利用の中で、これも一つの大きいポイントになると思うんですが、書類だけでなく面接なんか大変重視すると。しかも、ハローワーク等に同行訪問をして就労を進めると。これも今までにないような意欲的なものであると同時に、やはりこの委託先のほうにキャリアカウンセリングの業務を任せるということでありますので、区としてもこの辺の評価をいい意味で厳しくしておかないと、この趣旨に合わないだろうというふうに思いますので、この特に2点、厳しい評価を私は期待しているというふうに思いますので、重ねてお願いしたいと思います。

以上です。

【会 長】ほかにございますか。ただいまのご意見は、どうぞよろしく願いいたします。

【勤労者・仕事支援センター担当副参事】はい。

【会 長】それでは、本件は異論がなければ了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、資料38にまいります。資料38、「心身障害者福祉手当受給者の資格確認について」でございます。

それでは、よろしくご説明お願いいたします。

【障害者福祉課長】それでは資料38をごらんください。障害者福祉課長の秋重でございます。よろしく願いいたします。

件名は、心身障害者福祉手当受給者の資格確認についてでございます。

1枚おめくりください。

まず、心身障害者福祉手当について事業の概要をご説明します。目的なんです、心身に重度の障害がある方について手当を支給し、福祉の増進を図るものでございます。この対象者でございますが、身体障害者手帳1から3級、それから愛の手帳1から4度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、そして区指定難病、戦傷病者手帳特別項症から2項症の方でございます。事業の内容ですが、心身に重度の障害のある方について、心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの方々の福祉の増進を図っているものです。

この手当の認定要件の一つに、難病医療費等助成の助成対象者であるということがございます。この要件を確認するために、難病医療費等助成の対象者が所持している都の発行する医療券の有効の期間ですが、おおむね1年間です。この手当を引き続き認定するに当たりまして、この都が発行している医療券の有効期間を確認する必要があります。また、有効期間を過ぎて都の医療券の更新がされない方については、この手当を喪失させる旨を通知する必要があります。すなわち、対象者のうちで身体障害者手帳や愛の手帳あるいは戦病者の方の手帳を持っていいらっしゃる方は、私どもの課で確認できます。また、脳性まひや進行性筋萎縮症の方は手帳をお持ちか、手帳を持っていいらっしゃるなければ診断書を出していただいで申請していただくことになるんですが、それ以外の難病の方で都の医療券をお持ちかどうかというのは、私どものところでは情報を持っておりませんので、その保有課のほうから情報をいただいで確認をしているものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

件名です。心身障害者福祉手当事業の受給資格判定のための難病医療費等助成事業の情報の目的外利用についてでございます。

この難病医療費等助成事業情報を持っているところが、左半分に書いてあります保有元及び保有情報ですが、保有課は健康部の保健予防課になります。登録された個人情報に難病医療費等助成でございます。情報は電子データでございます。左側にあるようにたくさんの情報があるのですが、これを私どものほうで心身障害者福祉手当の電子データと突き合わせて、左側にあります情報のうち受給者情報と、それから、名簿情報を飛ばしまして年月日情報、こちらをいただいて突き合わせて、手当の資格のある方を確認したいというものでございます。

1枚おめくりください。下から2つ目の箱の右側ですが、何のために目的外利用をするのかというところなんです。心身障害者福祉手当の支給要件の一つである、都の医療券が有効期間内であるかどうかを確認し、手当の認否を行うためでございます。目的外利用の時期、期間なんです。平成21年10月30日から以降継続したいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。どうぞ、ご意見ございましたら。

どうぞ。

【久保合介委員】事業内容の一番最後の2行なんですけれども、一応、更新をしないんだったら、手当はもう打ちどめですよというので、これがどれぐらいの余裕があるんですか、通知を出して、いつ打ちどめになるんですか。

会長、意見も言わせてもらうけども、対象者というのは後見人なり保護者なりいるかもしれないけれども、対象者自身は非常に行為的に役所の通知に対応するとかいうのに弱いはずですね。そういう意味からして、どういう期間でやさしくやってくれているのかどうか。

【会長】どうぞ。

【障害者福祉課長】約1カ月半です。通知をお出ししてから1カ月半の余裕があります。

【会長】はい。

【久保合介委員】わかりました。

もう一つ。対象者については区指定難病が入っていますけど、区指定難病って何種類あるんですか。

【障害者福祉課長】79ありまして。

【会長】はい。

【久保合介委員】いいです。結局ここに書いてあるのは、身体障害者手帳、愛の手帳、脳性まひ、進行性筋萎縮症、そして傷病者手当特別項症から2項症の方って、区指定難病を除くと5種類ですよ。

【障害者福祉課長】はい。

【久保合介委員】区指定難病が72もあるんですね。

【障害者福祉課長】79です。

【久保合介委員】79ね。圧倒的に多いんですね。一応この個人情報審議会に出されたその資料というのは、いろんな形で区民に知らせているんだと思うんですね。区民自身に知らせていると思うんです、この形はね。それなのに、区指定難病が79種類もあるのに、それが資料として出てこないというのは、やはり情報公開の立場からしたら不親切に思うんですけども。79プラス5種類を入れると84種類。84種類の対象病があるのに、79も知らせていないということになるでしょう、区指定難病というだけでしたら。わからないかな、意味は。

【会 長】はい。

【障害者福祉課長】病院にかかられたときに、その病院でこの医療費の助成が受けられますよということを、普通の病院であれば、患者さんにお知らせするというごさいます。

【久保合介委員】わかりました。

そういう形である程度は保証されているんだろうけど、通知、当事者がね。それにしても、例えば今もかわのさんから教わったけど、便利帳か何かに区指定難病というのが全部載っているのなら、79種類は便利帳に載っていますとかいう親切さが必要じゃないですかと。

【会 長】はい。

【障害者福祉課長】私どもの窓口でお配りしております障害者福祉の手引には一覧表が載ってごさいます。

【会 長】はい。

【久保合介委員】そういう形式的なことではなくて、この私たちがやっている審議会上のこういう内容は、ホームページを通じて必ず知らされていると思うんです。その中でこういうふうに84種類も対象があるうちの79種類は病名は不明と。あくまでも区指定難病としか書かれていない。それは少なくとも参考資料として、79種類はこういう病気ですというぐらい出すのが当然ではないんでしょうかというふうに思ったんだけど、ちょっと酷なんですかね。

【会 長】はい。

【障害者福祉課長】大変失礼いたしました。それでは、この79の区指定の難病につきまして、



コピーを後ほどお配りさせていただきたいと思います。

【久保合介委員】そういう酷なことを言うんじゃないくて、今会長が説明されたように、これについては括弧して、何かに79種類掲載されていますというぐらいに入れておけば、僕はこんな質問はしない。79種類を、わざわざ一度帰って資料を出せなんてそんな酷なことは言っていない。わからないかな。

【障害者福祉課長】すみません。

【久保合介委員】まあ、いいや。

【会 長】いかがいたしますか。

【鍋島委員】関連で。

【会 長】はい。

【鍋島委員】こういう方々はなかなか文字とか区報とか認めた場所を見ないでしょうし、理解できない方々と思うんですね。うちの近所にもいらっしゃいますけど。だから、こういう方にこういうことをお知らせしているのは、どういう人なのか。その人が今、久保委員がおっしゃったそういう全部の項目を知っていらっしゃるのか。病院といっても、病院は新宿区の病院じゃなかったら、新宿区がどういうものでそういうことをやっているかなんて、病院というのは3分間診療でそんなの教えてくれるところはほとんどありません。

だから、どういう人がこういうのを教えてどういう人が面倒を見て、どうなっているのか。やっていらっしゃると思うので、そのやっていらっしゃることを教えていただければ、久保先生はわかるんじゃないかしら。

【会 長】はい。

【障害者福祉課長】先ほど申し上げた79の難病なんですけど、これは都内全部共通でございまして、新宿区だけが79というわけじゃないのです。それで、病院にかかれば、その病院で医療費の助成が受けられますよということは病院のほうでおっしゃってくださって、ここに申請を出すんですよということをおっしゃっていただけるので、広くPRしてはいないという状況です。

【久保合介委員】もう一度言わせてもらいますけど、お役人はその点そういうことはわかっているはずですから、こういう部署で知らせてあるはずだからと言うんですね。しかし、そんなに庶民はそこまで行かないんですよ。やっぱり懇切丁寧に知らせてあげるのがあれで、こういうところでやっている、病院でやっています。それは役人の頭の中で処理されているのね。だけど、そんなものではないということだけは申し上げておきます。要は、かゆいところに手が

届くようなことをやらなければいけないなど言いたかっただけですから、これで結構です。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

これは、資格確認されて、資格があるにもかかわらず申請しない人も中にはいるでしょうね。資格確認で、資格があると認定されましても、本人が申請しないともらえないわけでしょう。

【障害者福祉課長】ご本人が資格があるということを医療機関で教えてくださると思いますので、それから私どもの窓口申請に来られます。

【会 長】来られない人もいます、中には。

【障害者福祉課長】医療費の助成の申請を保健センターでやっていただくんですが、そのときに区の障害者手当を受けることができますというお知らせを、保健センターの窓口で配っていただいております。

【会 長】わかりました。

ほかにごございますか。

それでは、本件につきましては承認ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。

では、資料39になります。「子育て応援特別手当（平成21年度版）に係る目的外利用、電算開発及び委託について」でございます。それでは、ご説明よろしくお願ひいたします。

【子どもサービス課長】子ども家庭部子どもサービス課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは資料39、子育て応援特別手当（平成21年度版）に係る目的外利用、電算開発及び委託についてが件名でございます。

こちらの事業概要についてはその次のページ、2ページでございます。事業名、繰り返すようですけれども、子育て応援特別手当（平成21年度版）給付事業。担当課は子どもサービス課、子ども医療・手当係でございます。目的は子育て応援特別手当（平成21年度版）の給付を行うためでございます。

給付対象者は1、2、3、4とございます。最初の1番です。平成21年10月1日に、新宿区の住民基本台帳に記録されている就学前3学年の児童。国からの要綱によりますと、10月1日基準日で、生年月日が平成15年4月2日から18年4月1日までの間の就学前、小学校に入学前3年間の児童ということでございます。

2番、平成21年10月1日に、新宿区の外国人登録原票に登録されている同じく就学前3学年の児童ということでございます。ただし、短期滞在者、90日未満の滞在者につきましては対象外でございます。あわせて不法滞在者についても支給対象外でございます。

次が3番ですが3番については、上記の1、2には該当しないが、平成21年10月1日においてドメスティックバイオレンス、虐待等の被害により区内に居住している者であって、就学前3学年の児童。

4番目が、上記1、2に該当するが、平成21年10月1日においてDVの被害により、区の住民基本台帳また外国人登録原票に登録または登録されている住所とは異なる区内の住所に居住している者であって、就学前3学年の児童。この4つが対象になります。

ただし、上記1、2については国の支給要綱にのっとったものそのものでございます。3番、4番に関しましては、国が特に出して国のほうで負担してもらえるものではなく、各自治体のほうで、これについては状況によって出していくということで、区の負担になるものでございます。

続いて、申請・受給者。1番、給付対象者1または2の児童が属する世帯の世帯主。2番の場合については、児童を同伴している保護者という形になります。

全体の総数・総額ですけれども、給付対象者数が約5,000人でございます。1人頭3万6,000円ということになりますので、約1億8,000万円の経費がかかるということでございます。

給付方法は、原則郵送による口座振替を原則とすることになっております。

事業目的としては、幼児期教育の子どもを持つご家庭の負担を軽減するため、平成20年度の緊急措置として実施された子育て応援特別手当に関し、平成21年度に限り対象児童を第1子まで拡大して、再度実施されるものでございます。

事業内容といたしましては、給付対象者を抽出しリストを作成する。次にリストをもとに対象者に申請書を郵送する。申請者は申請書の必要事項を記入し、その他必要な書類を添えて、返信用封筒で郵送する。返送されてきた申請書の内容を審査し、所定の金融機関に振り込む。確実に給付を行うため、広報、問い合わせ、相談体制を構築する。振り込め詐欺や個人情報の詐取を防止するため、区民に直接、子育て応援特別手当に関する電話はいたしません。区からの連絡はすべて文書で行うことになっております。

申請期間ですが、平成21年12月11日から6カ月間、22年6月11日までということでございます。給付金額は児童1人につき3万6,000円。これが事業概要でございます。

この事業を実施するに当たりまして、次のページ以降から、利用させていただく個人情報が

ずっと出てございます。最初に、給付事業に係る外国人登録情報の目的外利用についてということですが、これは左側の保有課、地域文化部戸籍住民課のほうから、外国人登録に関する情報をいただきます。これは下のほうに、何のために目的外利用をするのかというのが、私ども右側の欄の下から2段目の箱に書いてありますように、要件に該当する外国人のお子さんのほうに給付をするため、事前に情報を把握する必要があるためということで、外国人登録で持たれている情報のうち1から12までをこちらのほうで利用させていただきたいということでございます。

続きまして、4ページ目ですけれども、国民健康保険情報についての目的外利用もでございます。これは健康部の医療保険年金課から国民健康保険に関する情報をいただくこととなります。これは外国人世帯状況を確認するために必要な情報として、先ほどの外国人登録については外国人だけの情報しかございませんので、もしあちらの外国籍の方と日本人との混合世帯の場合については出てきませんので、それをこちらの情報で拾うことで対象者を絞る、確定しようということで、国保さんからもこの情報をいただくということになります。

ページをめくっていただくと、国保さんのほうで持たれている情報が5ページ、6ページ、7ページ、8ページにわたって出ておりますが、そのうちのここに出てくる一部だけを利用させていただくこととなります。

続いて9ページ目ですが、9ページにおきましてはDV被害情報の目的外利用ということで、これは福祉部の生活福祉課それから保護担当課のほうにございます、生活保護世帯に対する法内援護、それから女性及び母子緊急一時保護、こちらの名称で登録されている確保されている情報について、利用先及び利用情報として私どもの利用させていただく情報が、保有元がDV被害の実態を把握している者の次に掲げる情報ということで、住所要件。住所、方書、氏名、通称名、在留資格。それから保護世帯構成員の、やはり氏名、生年月日、続柄、通称名、在留資格を、DV被害者に子育て応援特別手当を給付するために利用させていただくということでございます。

続いて、11ページを見ていただきますと、同じくDV被害情報の目的外利用ということですが、今度は自分たち子どもサービス課のほうの情報ですが、児童扶養手当、児童手当以下、子どもサービス課のほうで電子媒体で持っているこのデータのうちから、受給者情報というんですか、児童手当、児童扶養手当の受給者の情報として、やはり氏名、カナ氏名、生年月日。それから受給者の属性、住所、通称名、在留資格。それから児童情報。こういったものを確保するために、この情報を使います。この情報につきましては、平成20年度に第2子と第3子だけ

を対象にして出した子育て応援特別手当の際に利用しているデータと全く同様のデータです。こちらと同じように今回も使う予定でございます。

続いて、13ページをおめくりいただきまして、やはり子どもサービス課が持っている保有情報の目的外利用ということで、これについても前回と同様の形で活用したいということで、同じように受給者、受給者の属性、児童情報、それとあわせて口座番号ですね。これは先ほど原則として郵送による申請に対して口座振込というのが原則になってございますので、児童手当や子ども医療費助成等の既存の事業で支給している口座、その口座の情報を得んがための利用という形になります。

続いて、15ページをごらんいただきますと、こちらについては定額給付金及び子育て応援特別手当、前年度20年度版の情報の目的外利用についてということで、これにつきましては、国のほうから既存で20年度に使った情報があればそれを活用するという指示も来ております。当然、私どもで同じような同種類の手当を出す関係で、同じ情報を活用したいということで、総務課さんが既に持っている子育て応援特別手当、定額給付金で使った情報のうち、1番の氏名から8番の受取人氏名までの情報を活用したいというふうに考えてございます。

続いて、17ページを見ていただきますと、有資格者判定のための電算処理システムの開発についてということで、こちらにつきましては既に子どもサービス課子ども医療・手当系のほうで、子育て応援特別手当の事業として使えるものとして、既にあるサーバー、システムがございまして、既に当課で導入しているこの児童システムを活用しつつ、こういった子育て応援特別手当の給付事業に使うシステムを組み込んだ形で、システムの開発をしていきたいというふうに考えてございます。

利用情報としては、18ページのほうに出ている受給者情報関係、属性関係、口座情報、児童情報関係、支給状況関係、こういった情報を利用したいと思っております。

続いて、19ページですか、絵柄のものがあると思いますが、かなり細かくてちょっと見にくいんですけども、子育て応援特別手当システム業務フロー図になってございます。

続いて、次のページをおめくりいただくと、平成21年度版給付業務の委託についてということで、すべて区の職員のほうだけでできませんので、こういったシステムをつくっていただく事業者さん、それからこの給付業務の委託ということで、委託理由として、本件業務はシステムによる情報管理、データ入力、コールセンター及び振込データ作成等一連の業務を、短期間に安全かつ迅速に遂行する必要があるために、次の委託の内容ですが、給付管理システムによる情報の提供及び運用管理に関すること。申請書の受領、内容審査及びデータ入力に関するこ

と。振込口座データに関する事。それから、問い合わせに関する事等を委託したいと思っております。

委託の開始については、今月9月上旬から、来年22年の7月31日までを予定しております。個人情報の管理については、下のほうに出しております。

この際、事業者さんのほうにお渡しするデータが、その次のページに出がございます。同じように住民基本台帳関係の住基関連の情報、住民番号から始まって外人登録の原票コードまでございます。それから外国人登録関係として、氏名から前居住地までの情報。それから広報配布情報関係ということでは、広報「しんじゅく」の目のご不自由な方のための点字版定期送付者氏名及び住所、こちらを提供させていただきます。それから国民健康保険関係では、国保記号番号から始まって住民区分までです。あと口座関係ですね、送金先の口座のデータもお預けすることになります。

引き続き、こうした業者さんに対して個人情報をしっかり守ってもらうための特記事項が次のページに載っております。

最後の情報関係ですけれども、件名として、子育て応援特別手当申請書等封入封かん業務の委託についてということで、この作業も業者さんをお願いする予定でおります。申請書と説明資料等を一式封書のほうに封入して封かんして、支給対象者になっているあて先へと送付する。こういった作業を事業者さんをお願いする予定でございます。

この関係の委託の内容ですけれども、上から7段目のところ、大きめの箱ですけれども、委託の内容としては、子育て応援特別手当申請書等封入封かん業務の委託ということで、申請書等の折り込み作業、それから封入作業、封かん作業と、この3つをお願いしたいというふうに思っております。

期日については、先ほどの9月上旬から来年の7月31日までということでございます。

次のページに、同じように個人情報保護のための特記事項がついてございます。

次の次のページに、そういった封入、封かん、送付のための必要なデータとしては、当然あて先であるところの氏名、それから住所、生年月日、性別、郵便番号、連絡先としての電話番号、それからもらえるお子さんのその対象児童の氏名、こういったものがデータとして事業者さんのほうにお渡しすることになります。

以上でございます。ありがとうございました。ご審議のほうよろしく願いいたします。

**【会 長】** ありがとうございました。

それでは、どうぞご発言をお願いいたします。

どうぞ、久保委員。

【久保合介委員】今、担当、子育て応援特別手当のそれぞれの所管の事業課は当然ですけど、これを見ると、区政情報課は9種類あるよね、この中に24ページまでいくと、最初の外国人登録から始まって。だから、あなたじゃなくて、こちらの課長さん、多分この問題は頭が痛いことがあるんだろうと思うんですよ。

例えば、2ページにある今年の12月11日から6月11日までが申請期間ですよとか、後ろの2カ所にあるように、委託は9月上旬から7月30日までですよという。しかし、大変な事業を区政情報課が9種類やるんだから大変だと思う。しかし、これ変わる可能性、十分あるんですよ。

それはどういうふうに個人情報として処理されますか。ここで改めて、この目的外利用については必要なくなりましたのでというふうに、ちゃんとこちらへ報告されるものなんですか、こういうふうに取り扱いましたと。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】これにつきまして諮問事項になっておりますので、もしこの事業がなくなるという形、変更がある場合については、当審議会に改めてご報告をするような形になります。

【久保合介委員】どういう処理をきちっとしたかということをご報告してくれるんですね。

【子どもサービス課長】所管課のほうから申し上げますけれども、この手続について、現在は実施という想定で今諮らせていただいているわけですが、そのための事業として、このような内容で今ご報告申し上げた内容で進めていきます。もし万が一途中でこれが休止なり中止ということになれば、それまでとった行動、手続、そういったことについては改めて中止の旨とあわせてご報告させていただきたいと思っております。

【久保合介委員】はい、結構です。

【会 長】よろしいですか。ほかにごございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

【かわの委員】DV被害情報の目的外利用のところですけども、9ページと11ページになりますけれども、これは保有元及び保有情報というのは、生活福祉課及び保護担当課と子どもサービス課が持っている情報というのは、これ裏を見ると別紙でかなり差があるようですけども、これはやっぱり両方から取らないとちゃんと把握できないということなんですか。

【会 長】はい。

【子どもサービス課長】そうですね。両方、私ども子どもサービス課のほうにおいても、DV

被害の相談というのは受けておりますので、うちで保有している情報と、それからうちに相談に来ていない中で保護担当課のほうで行っている情報が、あちらの情報のほうが多く持っていますので、マッチングさせて対象を絞っていきたいというふうに思っております。

【会 長】はい。

【かわの委員】いずれの情報の目的外利用についても、それはもう本当に慎重にやってもらわなきゃいけないんだ。特にこの部分についてはやっぱり本当に慎重に、間違っても間違ったことが起こるようなことがないように、丁寧にやってください。それだけ申し上げておきます。

以上です。

【会 長】どうぞ、林委員。

【林委員】これ、どちらかという、先ほどの方と同じで、橋口課長のほうに教えていただくようなあれかもわからないんですけども、素朴な疑問なんですけれども、これ特記事項なんですけれども、業者さんとの間に、今は業者さんは未定だけれども、どの道決まればこの特記事項を使うと。この特記事項というのは、恐らく契約書類があつて、その契約書の中のどこかにこの特記事項ってあるんだろうと思って、抜粋でもってあれなもので、ほかの契約のを見たことがないもので、私はそれがどうかかわからないんですけども、ちょっと世の中がですね……。

その最後の24ページの最後の13項を見ると、乙は第1項から云々が書いてあつて、「その損害を賠償するものとする」というのは、恐らく今まで使われていた多くの特記事項は、すべて最後はこういう形で終わっているんですけども、これ、一方的に乙のほうがかした場合には、損害を与えたときはということで、相手の、要するに具体的な業者さんから損害賠償をいたしますよということで書かれていると思うんですけども、ちょっと世の中大きく変わって、だれも予想、具体的にはあれだけ可能性の話ですけども、今回やられているこの事業のことなんかでも、今進めているこれが現行がつくられたときと、今日とではかなり世の中が変わってきて、具体的には今多くの皆さんが中止しているところですけども、変わってきた場合には、この事業の内容そのものが一方的に業者を変えるだとか事業内容が変わってしまうだとかというような可能性としては、何かそういう政策とか国策のあれでもって変わってくるという場合に、一方的にこちらの側が損害を与えた場合には、黙って向こうさんのほうがこういうものでいいのかなと思って。要するに、そういうことは想定されているんでしょうかね。

【会 長】どうぞ。

【子どもサービス課長】こちらの内容については、特記事項はあくまでも個人情報に関して、ここに定めてある約束事項に対して違反し、またはその努力を怠った上で、第三者等に損害を



与えたときは、その損害をその事業者さんが賠償するという形になってございます。今、委員ご指摘の、万が一この事業自体がどうなるのかによって、事業者さんが損害を受けた場合についてどうなっているのかということについては、この特記事項とは別立てで、多分国に対して損害賠償請求することになるのかなと思っています。

【会 長】どうぞ。

【林委員】これ自体は、私は、この特記事項だけでは論ずることはできないと思っていたんですけども、ただ、そこら辺素朴な疑問として、世の中が大きく変わった場合には、こういうことも特記事項どころか原契約そのものが相手の業者さんのを相手取って、ちょっと問題が出てくる可能性があったときには、個人情報も含めて大きい問題になってくるかな。僕、たまたま大事な今日は審議なんだろうなと思ったもので、つい橋口課長のほうに伺った次第です。

【会 長】よろしいですか。

どうぞ。

【久保合介委員】最後の課長の発言で、どきっとしたんですけど、そういうケースはあるわけで、委託してたけど、この制度が廃止になりましたので終わりですと言われたときに、損害賠償が逆に出るとするのは国のほうに要求するって、具体的にどういう意味ですか。

【子どもサービス課長】これは国策で定められて、自治体がそれを請け負ってやる事業ですから、区のほうの責任というのは、直接的には事業さんにいったんは負いますが、区は国の指示に従ってやったことについて反故にされているわけですから、今度は区から国に対して、求償請求という形で多分請求することになるだろうなというふうに認識しております。

【久保合介委員】それはいいや、もうこの問題はね。個人情報の問題だから。すみません。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】前回、第20年度のこの子ども手当やられるときと、今回は何か変わったことがあるんでしょうか。

【子どもサービス課長】まず、対象者が大きく変わったところについては、前は就学前3学年の児童のうち、第2子以降というふうに定められていました。それが今回は第1子からすべて対象と。ただし、年齢については平成15年4月2日から18年4月1日までの間の年齢には制限はございますが、第1子から第2子、第3子、第4子、第5子ともしれば全部、それが対象になるということが一つの大きな変化です。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】その事業というだけじゃなしに、今回の個人情報審議会の部分ではそういう、変

わりがないということでもいいんですか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】事業の主体が、以前は総務課のほうでやっていたわけですがけれども、今回は事業の主体が子どもサービス課という形になりますので、そちらのほうも変わるという形になっております。

【会 長】いいですか。

ほかにございますか。

じゃ、本件につきましては、承認事項に関しては承認ですね、それからその他の事項につきましては了承ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。

【区政情報課長】事務局からちょっとお願いなんですけれども、事務局側の都合で申しわけないんですけれども、資料42の高齢者福祉システムの電算開発につきまして、順番が逆になりますけれども先にご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【会 長】資料42からですね。はい。

資料42から先にまいります。資料42、「高齢者福祉システムの電算開発について」でございます。どうぞご説明をお願いいたします。

【高齢者サービス課長】高齢者サービス課長でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、件名、高齢者福祉システムの電算開発について。電子計算機による個人情報の処理開発ということで、諮問事項でございます。

めくっていただきまして、1ページ、事業の概要をごらんください。

事業名が、認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業でございます。この事業につきましては、今年度の第1回の本審議会におきまして、事務に関する委託ということでご審議いただいております。この事業の簡単なあらましでございますが、目的のところをごらんいただきまして、認知症により日常生活に支障のある65歳以上の高齢者の方を在宅で介護していらっしゃる方に対して、ホームヘルパーを派遣することにより、介護に伴う精神的、経済的負担の軽減を図り、なおリフレッシュの機会を創出するというのがこの事業の目的でございます。

事業内容のところをごらんいただきたいのですが、その事業の流れでございますが、これが今回の電算システムの利用の面からのご説明でございます。①、対象者の申請に基づきまして、区ではその報告内容をシステムに記録いたします。②、区は利用者に対して、決定通知と

リフレッシュ券を送付いたします。また、訪問介護事業者には派遣依頼を送付いたします。ここで濃い目のかぎ括弧でつけさせた部分が、この電算システムによる帳票の出力というところでございます。その後は、利用者の方と事業者の方で利用の内容を調整していただいて、ホームヘルパーの派遣ということになりますが、⑥のところに行きまして、区は事業の利用状況をシステムに記録して、給付管理を行います。そして⑦のところ、年度で事業の更新処理を行います、⑧です、この利用資格がなくなった、ご利用されなくなったという場合は、それ以降一定期間保存いたしまして、その後システムによる廃止処理を行わせていただきます。

3 ページ目をごらんください。これが電算開発の諮問事項でございますが、保有課は高齢者サービス課。登録業務の名称は、認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業でございます。

記録される情報項目でございますが、まず記録項目ですが、①、これは認知症高齢者ご本人の情報でございます。そこに書かれてありますとおり、ご本人のお名前、性別とか、以下情報を記録させていただきます。この中に、高齢者本人の①の中の3 段目でございますが、介護保険情報という欄がございます。ここ、括弧でくくってまして、「要介護度」以下書かれておりますが、その中の認知症高齢者の日常生活自立度、あるいは障害性高齢者の日常生活自立度、このところでございますが、恐縮ですがページをめくっていただきますと、次のページに資料を添付させていただいております。これが認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準ということでございまして、今回この事業をご利用できるのはこのランクのⅡ以上の方というところでございます。ランクⅠの方は、何らかの認知症はありますが、ほとんど生活に影響がないという方でございます。何らかの影響が出るようなランクⅡ以降というところでございます。

障害高齢者の方の場合の判定基準も、その下のところに書かせていただいておりますとおりでございます。

また、3 ページのほうに戻っていただきまして、介護保険情報の次に、認知症情報という項目がございます。ここでは診断の有無、原因疾患、中核症状、周辺症状とございます。これはすみません、もう2 枚資料をつけさせていただいた附属資料の2 でよろしいですか。5 ページでございます。ここに書かせていただきました。

認知症の原因疾患というのはご案内のとおりアルツハイマー、あるいは脳血管障害とかそういうところで発生いたしますが、症状といたしましては中核症状と周辺症状というものがございます。中核症状と申しますのは、その円の中の中心の部分でございますが、下の説明文の中に書かせていただいておりますけれども、中核症状とは脳の細胞が壊れるということによって直接起こる症状でございます。これにつきましては、残念ながら、現在この中核症状自体をな

くすということはできないという状況でございます。中核症状というのは記憶障害、見当識障害とか理解・判断力の障害とかというところでございます。

周辺症状、これは攻撃的行動、徘徊、あるいは不安・焦燥、抑うつ状態とか、このようなどころでございますが、この周辺症状とはご本人がもともと持っていらっしゃる性格、置かれている環境、人間関係などさまざまな要因が絡み合って起こる症状で、介護を困難にする状況はこの周辺症状ということで、この周辺症状は多くの場合軽減することができると言われております。この認知症情報、この症状も記録させていただきます。

それから、ご本人の情報の最後のところになりますが、課税の有無、あるいは生活保護受給の有無というところでございますが、こちらのほうはこのリフレッシュ支援事業をご利用いただきますと、1時間当たり300円の自己負担をいただいておりますが、この課税が非課税の方あるいは生活保護を受けていらっしゃる方は免除ということで、この情報は記録させていただくものでございます。

それから、記録される情報項目の②、これは介護者にかかわる情報で、そこに書かれている項目でございます。それから、③の申請者という情報ですが、これはご本人あるいは介護者以外の方が申請する場合、登録される情報です。それから、④の緊急連絡先ですが、これは介護者以外の方の連絡先をお聞きして記録するというものでございます。

それから記録される情報項目の2でございますが、記録するコンピュータは福祉情報システム用のサーバーでございます。

下の段に行きまして、開発の理由でございますが、この本事業そのものは、今のところ年間登録者数600名程度と見込んでおりまして、この処理を電算システムで行おうというものでございます。開発の内容ですが、この事業管理に必要な申請受付、給付決定、決定通知書等の出力、実績処理を行うシステムを高齢者福祉システムに追加するというものです。

開発を委託するときの個人情報保護対策でございますが、開発過程では開発事業者に対しては区民情報には直接触れさせません。また、テストをするときにはこのダミーデータをつくってテストをいたします。データのセットアップ。これは区民情報が入りますが、その際には職員が立ち会うというものでございます。

この開発の時期でございますが、本審議会でご承認いただいた後、開発を開始いたしまして、1月から稼働させるという予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言よろしく願いいたします。

どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】これは目的外利用というよりも、これはシステムの開発ということですので、ちょっと中身に入るかもしれませんが、一番大事な介護保険情報のとりわけ自立度判定基準なんかについて、これはこのためにまた新たにするのか、あるいはこれはもう既に介護保険の中でそういう認定をしているのをただ入力するというだけになるのか。

というのは、やっぱり改めてこういうふうにシステム化すると、ここがかなり基準になって、今後多分出てくることも含めて、いろんなところでこれが利用されるようになると思うんで、そうすると、結構まちで話を聞くと、自立度の判定が条件によっては厳しいというのか、なかなか大変だという声なんかも聞いたりするもので、その辺についてはどんなふうにこの開発に当たって、新たに何かやるのか、あるいは従来方法でやるとすると、そういう声についても、きちっとやっぱり一定程度精査した上で入力するという必要はあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどんなふうに認識していますか。

【会 長】どうぞ。

【高齢者サービス課長】今の件でございますが、まずご本人様が介護認定を受けていらっしゃるって、この自立度判定も受けていらっしゃるというのが前提でございますが、ただ、この制度をご利用される方は介護認定を受けていらっしゃるという方もございます。だからそういう方の場合は、受付利用が高齢者総合相談センターでございますので、そこでいろいろなお話で相談をお受けいたしまして、このサービスが受けられるようにということでいろいろとお図りして介護認定を受けていただき、あるいは医師の方からの自立度判定とかを受けていただくという仕組みでございます。

【会 長】どうぞ。

【かわの委員】事業の中身については、余りここでいろいろ言うことではないかもしれませんが、やっぱりこの間ずっといろいろ審議してきたのは、例えば目的外ということで利用するときに、もともとのそういう基準がそれを使ってやるようになるんで、ぜひこういうリフレッシュ事業をやるということに当たって、そういう本人のランクというんですか、それらについての入力については、もちろん甘ければいいというものではもちろんないですけども、きちっと状況を把握して、本当にこの事業を支援するという、そういう目的をしっかりと押さえた上で、このシステムの開発についてもやってほしいということだけ、これは意見で申し上げておきます。

【高齢者サービス課長】今大変ありがたいご意見をいただきまして、私どもといたしましても、これは介護をしていらっしゃる方のご苦勞に報いると、その方にリフレッシュしていただくという目的でございますので、緩めるというわけにはいきませんが、できるだけそれをご利用いただくようにという形で運用していく所存でございます。

【会 長】小菅委員、どうぞ。お待たせしました。

【小菅委員】大変結構なシステムでいいかと思いますが、3ページのところですね、65歳以上の方というんですが、600人を推定しているということですが、この事業そのものからすると、1けた違う計算じゃないぐらい多いんじゃないかというように私は思うんですけれども、600人ぐらいでいいのかどうか。

それからもう一つは、このデータが、包括支援センターの中に既存のデータがあるんじゃないかなという気がするんですが、そういう活用はされるのかどうか。つまり、介護保険情報と認知症の情報ですね。かなり高度の個人情報のはずですから、最後の3ページの下から2番目の枠の中で、職員が立ち会うということですね、この情報の管理については。この職員というのは、包括のセンターのことを指しているのかどうか。

この3点、ちょっと教えてください。600人という数字が余り少な過ぎるんじゃないか。それから、既存のデータを使えないのかどうか。それからこの職員はどういう職員なのか。ちょっと説明をお願いします。

【会 長】どうぞ。

【高齢者サービス課長】まず600人という数字でございますが、これは予算見積もり上の数字でございます、多いか少ないかはちょっと微妙なところでございます。ただ現実、今、8月末時点でのご申請された人数でございますが、74人というところでございます。これは今後、私どもPRしていかなくちゃいけないとは思っておりますが、その辺の推移を見ながら、予算規模とかは考えていきたいと考えております。

それから、既存のデータを使用できないのかということでございますが、もちろん既存あるデータはそれで使っていきますけれども、これはリフレッシュ支援事業というものをプログラムを組んで、一つの流れをつくるというものでございますので、プログラムとして新たに開発いたします。ただ、使えるデータはよそから使えるものは持ってきて開発いたします。

それから、3点目でございます。職員が立ち会うと。この職員は高齢者総合相談センターの職員ではなくて、区の職員、高齢者サービス課の職員でございます。

【会 長】ほかにございますか。

よろしいですか。

では、本件は承認ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうもありがとうございました。

では、もとに戻りまして、資料40、資料41の2つになります。2つ合わせてやります。「高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）支給に伴うシステム修正等について」でございます。関連あることでございますので、一括して説明をいただきたいと思っております。

どうぞ。

【医療保険年金課長】 医療保険年金課長、中川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、会長のご説明にもありましたが、高額介護合算療養費の支給事業というのが本年度から始まりまして、同じ事業で医療保険年金課、また介護保険課が個人情報を利用するというところで、諮問などについては2つに分かれてきょうお諮りをするわけでございますが、同一の制度でございますので、私から一括してご説明をさせていただくということでご審議いただければと思っております。

資料40、41でございますが、まず資料40をベースにご説明をさせていただきまして、介護保険の特異部分もございまして、そこにつきましては個別にめぐっていただいて41はご説明させていただくということで進めさせていただければと存じます。

では、件名でございますが、高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）支給に伴うシステム修正についてでございます。条例の根拠でございます。諮問が2つございまして、1つが電算機による個人情報による処理開発、それから外部電子計算機との結合、それから報告事項が業務委託というものでございます。

恐縮でございます、次の2ページをごらんいただければと思っております。事業の概要でございますが、この事業につきましては、本年度新たに創設されたものでございまして、まず……失礼しました、事業名が国民健康保険、担当課が医療保険年金課、それからもう一つ41番につきましては、介護保険課が担当課になります。それから目的につきましては、高額医療・高額介護合算療養費の給付ということでございます。これも介護保険と同じでございます。対象者でございますが、国民健康保険被保険者及び介護保険の被保険者ということが対象になります。

事業の内容ですが、医療保険、それから介護保険、両方を利用された方の自己負担分です。この自己負担分は、例えば高額療養費、高額介護サービス費というふうに、今まで制度それぞ

れが一定の負担を超えた部分はお返ししていたものでございますが、このたび両方合計してさらに負担を軽減するという目的の法改正がございまして、それについてのシステム開発ということでございます。

この②に書いてございますが、その方々については申請してお知らせするほか、申請がなくても個別に該当する方には勧奨するというシステムの開発するというのが目的でございます。この通知といいましょうか計算事務については、東京都国民健康保険団体連合会に委託をするというような内容でございます。

恐縮です。次のページ、3ページをごらんいただければと思います。細かくはごらんいただければと思いますが、今年こういう形でこの表にあるように、所得階層に応じまして、例えば一番上の現役並所得の方をごらんいただきますと、介護保険、それから医療保険、それぞれがかかって、まずは第1段階でそれぞれの制度でお返しいたします、超えた部分について。さらに超えても、合計して例えば67万円を超えた部分は、さらにもう一回お返しする、自己負担分をですね、そういうふうな仕組みでございます。

ちなみに、括弧で89万円とありますが、今年初年度ということがありまして、平年ですと8月から翌年7月の12カ月が計算期間ということでございますが、今年第1回目ということで、計算期間が20年4月から21年7月の16カ月ということの長い計算期間になるわけでございます。特例としまして16カ月分の金額がこの括弧で定められているというものでございます。

次をおめくりいただければと存じます。事務の流れでございますが、資料2と次に資料3があるんですが、括弧で、東京都国民健康保険団体連合会に委託できる場合というふうに表記してございますが、この委託できる場合というのは、いわゆる国保団体連合会にそもそもデータを送っている国民健康保険、それから長寿医療制度、これについては既にこの計算方式というのは委託ができるということでやるというほかに、資料3、あとでご説明いたしますが、例えば協会健保ですとかあるいは健保組合、こういった方々、社保については、国保連合会はデータを持ってございませんので、委託しないスタイルがありますので、手続に少し違いが出てくるということでご理解いただければと思います。

まず国民健康保険、それから長寿医療制度のように、そもそもデータ処理を国保連、以下、国保連と略させていただきますが、委託しているところにつきましては、本人の申請があつてそのデータを含めて、介護保険課、それから医療保険年金課がこのデータを国保連合会にデータ提供します。それで、この国保連合会は介護保険の自己負担分、それから国保の自己負担分それぞれをここが計算して、超えた超えないという判断をいたします。その結果をもう一度、



介護保険それから国保の医療保険者に返ってくる。その結果をまた本人に通知し、支給していくという大きな流れでございまして、今回お諮りする個人情報の流れは、この図で言いますと③、④、要は新宿区と国保連とのデータのやりとりを今回お諮り、報告するものでございます。

それから次のページをごらんいただければと存じます、資料3。この国保連に委託できない場合というのがあるわけですが、これにつきましては重複しますが、社会保険、つまり協会健保それから健保組合のように独自に、国保連に委託せず医療給付をやっているところについては、これは介護保険の自己負担利用額だけをご本人に発行しまして、その介護保険の自己負担分を医療保険者に持ち込みまして、例えば健保組合のほうが独自に計算して、それでお返しするというような違う流れになってまいります。そういったところから、自己負担額証明書交付事務というのが介護保険独自に1本違ったものが開発に出てくるという違いがございまして。

では、個別にご審議の内容に入らせていただきますが、6ページをごらんいただければと存じます。まず、高額介護合算療養費支給に伴うシステムの変更についてでございます。あわせて、ちょっとごらんいただきたいのですが、資料41の6ページも、同様の件名で介護保険課から上がってございまして、ほとんど同じでございますので、40をまたベースにご説明をさせていただきます。

保有課につきましては、医療保険年金課及び介護保険課でございます。それから、登録業務の名称でございます。国民健康保険の場合は、国民健康保険という名称で登録をさせていただいているんですが、介護保険につきましてはもう少し細かい事業名称でございまして、高額医療合算（予防）サービス費支給業務という事業名で登録をさせていただいてございます。

それから、個人情報の記録される項目でございますが、これは記載のとおりですが、具体的な項目、次のページ、7ページをごらんいただければと存じます。7ページの個人情報の項目でございます。これについても追加項目はごらんのとおりなんですが、恐縮でございます、資料41の7ページをごらんいただきます。ほとんどが同じ項目でございますが、介護保険の取り扱い個人情報は、先ほど申し上げましたが、社会保険の利用する情報ということがありまして、店舗コードですとか口座種目など、口座情報が国保と違う取り扱いというところが違いますが、その他は同一の情報を使うものでございます。

新規開発・変更の理由でございますが、この事業を行うに当たりまして、国民健康保険団体連合会へ情報を提供するために開発する必要があるために行うものでございます。それから、内容でございます。この連合会に委託して提供するために、新宿区で情報を保有をしておりますホストコンピュータの、国保給付情報システムの使用変更、それから新規の作成が必要とな

るというものでございます。

それからちなみに、これは国保の場合はホストコンピュータでございますので、新宿区の職員が開発いたします。ただ、介護保険につきましては、同じホストコンピュータでございますが、既に制度発足当時からホストコンピュータの開発については業者に委託して開発しているというところが違いがございます。

それから、開発の時期でございます。これにつきましては、本審議会了承後、開発をさせていただくという内容でございます。

続きまして、次の件名でございますが、8ページをごらんいただければ存じます。高額介護合算療養費支給に伴う外部結合についてでございます。これにつきましては、先ほどと重複してしましますが、東京都国民健康保険団体連合会へ、既に回線は結んでございますが、そこに新たな情報を、この回線を使いまして情報提供をさせていただくというものでございます。

具体的に申し上げますと、10ページをごらんいただければと存じます。10ページに追加項目がございます、ごらんのとおりでございます。主に自己負担情報が中心に国保連合会へ提供していくというものでございます。

また、介護保険につきましては、資料41の10ページでございますが、先ほどと同様、ほとんど国民健康保険と重なる情報でございますが、口座振替に関する情報については国保と違う情報が加わっているという内容でございます。

それから、結合する理由につきましても記載のとおりでございますが、計算を委託するために必要だということでございまして、国保連のサーバーと区の専用パソコンを結合して支給計算を行う必要があるというものでございます。

それから、結合の形態でございますが、これは先ほど申し上げました既に結んでいる回線を使うということでございますが、その専用回線、国保につきましては、NTTの専用回線、画像レセプトシステムというのが既に結んでございまして、それを活用します。一方、介護保険につきましては、これも既に結んでございますが、ISDN回線を利用して、それぞれの回線で情報を結合し提供していくという違いがございます。

それから、結合の時期、始期につきましては、承認後以降継続ということでございます。

それから、情報保護対策でございますが、記載のとおりでございますが、特に送信する情報ファイルは暗号化いたします。それから、不正アクセスを防ぐファイアウォールを設置し、ウイルス対策ソフトも導入、これも既に結んでいる回線に導入してございますが、同じようにウイルス対策もやります。それから、小型電算を利用するときには職員は限定いたします。それ

からそれに伴いまして、パスワードによってなりすましの利用は防ぐというような対策をとらせていただくというものでございます。

それから、最後でございますが3点目、報告事項でございます。高額介護合算療養費支給に伴う計算処理の委託についてでございます。これは先ほどからるるご説明申し上げてでございます、計算事務を国民健康保険団体連合会に委託をするというものでございまして、内容については重なりますので省略させていただきますが、委託の開始時期につきましては、了承後以降継続ということでございます。

それから、委託に当たりまして区が行う情報保護対策につきましては、別紙にあります特記事項を付しまして契約をさせていただくということでございます。それから、事業者に行わせる個人情報保護対策といたしまして、国保連独自の個人情報保護対策の規則につきましても遵守をさせていただくという形で、個人情報の保護をさせていただくというふうなものでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきたいと存じます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご発言、よろしくお願いいたします。

どうぞ、林委員。

【林委員】課長、ちょっと教えていただきたいんですけど、両方に共通してあるんですけども、40のほうでいくと7ページだし、41でいくとこれは10ページになるんですけども、新旧の項目について、私どもとして見ると、ざっと見て一見同じに見えるんですけど、かなり追加があるような感じというか追加があるわけですけども、追加どころかよくよく見てみると、ほとんど微妙に言葉が全部違うんですけども。個人情報を基本的には必須条項というのはそんなに変わるとは思えないんですけども、どうしてこんなに名称一つ一つが新たに追加する項目……。既にあるものの中に、これを全部右側のものをあるいは下段のものを足すのか、それともこういうふうに変えますよということなのか、ちょっとわからないので。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】まず、前後しますが、追加項目というのは現在こういうものは既に提供しておりまして、新たに記載されている情報を追加提供するという、まず意味でございます。それから用語につきましても、介護保険とそれから国民健康保険の法令用語の違うということがあられるわけでございますが、先ほど申し上げたように、後段のほかにも、例えば高額療養費と

という言い方と高額介護サービス費というその法令上の言い方というのがちょっと違っていると  
ころが主たるところでございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

それでは、本件は資料40と41に分けて、採決いたします。

資料40につきましてでございますけれども、諮問事項については承認、それから報告事項に  
ついては了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

次に資料41にまいります。41も同じように、諮問事項につきましては承認、それから報告事  
項につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

それでは、資料43でございます。資料43、「地上デジタル放送移行支援業務委託について」  
でございます。それでは、よろしくご説明をお願いいたします。

どうぞ。

【総務課長】それでは資料43でございます。地上デジタル放送移行支援業務委託についての報  
告でございます。

次のページをお開きください。2ページのほうに事業の概要が書いてございますけれども、  
現在区がテレビ受信障害対策を実施している世帯に対して、各種の説明、相談、助言を実施し  
ていこうというものです。現在、区の施設で電波障害の原因になっている施設というのが、共  
同受信アンテナを立てているもので11施設、1,036世帯ございます。そのほか、これは大久保  
三丁目アパートを中心としたところでの11施設です。そのほかに四谷区民センターのように、  
そもそも電波障害対策としてケーブルテレビによる電波の供給をしている施設が4施設で、  
1,366ございます。こうした2,400世帯の区の施設によって電波障害を受けている住民の方々に  
対して、地デジへの電波の供給についての的確な説明と相談、助言を実施して、円滑な移行を  
図ろうとするものでございます。

もう一つ、2番目ですけれども、そのほかに区内のテレビの受信障害と申しますか、民間の  
施設等から電波障害を受けている世帯に対しての相談に対しても、円滑な解決を図るために、

事業者へ委託してこういった解決への道筋をつけていこうといったような事業でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。この業務委託に際して、担当している所管課は総務部総務課でございます。登録業務名としては地上デジタル放送移行支援業務、委託先は財団法人の東京ケーブルビジョンのほうに委託させていただきます。

この委託に伴いまして、事業者へ処理させる情報の項目でございますが、受信障害を受けている世帯の名前、それから世帯主氏名、それから住所、それから相談の経緯についての内容について、区と相互に情報を共有していきたいと思っております。ちなみに中ポチの2番目ですけれども、区内のテレビ受信障害対策に関する相談者の名前、住所、相談内容につきましては、ご相談があった方の本人同意のもとにこの作業に着手させていただきますので、これについては本人同意の項目ということになります。

処理させる情報項目の記録媒体は紙でございます。

委託理由でございますが、区がテレビ受信障害を実施している世帯の地上デジタル放送移行支援、及び区内のテレビ受信障害に関する相談の円滑な解決のために実施させていただきます。委託の内容でございますが、区がテレビ受信障害を実施している世帯に対する行動でございますけれども、各種説明、それから相談に関する計画策定及び案内チラシの作成、それから地上デジタル放送移行に関する説明、受信状況の調査、それから説明や対応に関する記録の作成と、区内のこれは区が直接は関与していませんけれども、テレビ受信障害対策に関する相談者に対する内容ということで、相談に対する助言を行うということでございます。

委託の時期でございますが、21年8月24日から開始いたしまして、平成22年、来年の3月31日まで。以降、デジタル放送移行まで継続していきたいというふうに考えております。

それから、委託に当たり区が行う情報保護対策としましては、契約に当たっては別紙に記載してございますが、特記事項としまして、個人情報の保護に努めてまいります。それから受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者及び取り扱う者であることをあらかじめ指定し、提供された情報は施錠できる金庫等に保管させます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご発言お願いいたします。

どうぞよろしく申し上げます。

【赤羽委員】この地デジ対策がもう随分前から、私なんかも相当いろんな相談を受けていて、委託先の財団法人の東京ケーブルビジョンの方々にも随分、個人的にも私お世話になっている

んですね。現実的に、ここの方たちが委託先になっていただいたというのは非常にいいな、ありがたいと思う反面、現実的にこの財団法人にあるんだけど、結局地デジ移行に関していろんな選択肢がある中で、ケーブルを引く、あとはいろんなアンテナをそれぞれをつけるとかあるじゃないですか。この東京ケーブルビジョンの中に、営業セクションというか、やっぱりもうけなくちゃいけないというか、企業的な部分で推進をしなくちゃいけないところもあって、営業もかけているんですよ、地域で。

その辺の立て分けが、例えばぱっと見て委託先、東京ケーブルビジョン。一番きつと新宿区内のノウハウがあるところだと言えここだから、それはそれでいいんだけど、そのすみ分けというか、それを例えば区としてどのように。企業利益もちゃんと担保してもらわなくちゃいけないけれども、やっぱりある程度こういった個人情報もかなり出して、もう全部おんぶに抱っこしてもらおう中で、どのような担保というか区としてお考えなのか、1点お伺いしたいのです。

【会 長】どうぞ。

【総務課長】個人情報につきましては、こういった特記事項のほかに、契約に当たりまして営業活動はしないということを1項目、委託に入れております。そういったことで遵守していただくということになりますけれども、実際に現在、区内のケーブルテレビの利用状況ですけれども、有料契約が3万2,500世帯、それから電波障害対策で既に10万8,500世帯の方がケーブルテレビをご利用されている。両方足しますと、これ事業者が2つありますけれども、新宿ビジョンというのと東京ケーブルビジョンという2事業者合算で申しわけないんですけれども、合わせますとケーブルテレビの利用者が14万世帯を超えているといったことで、この中には事業所ということもございますけれども、既にケーブルテレビの利用者が約75%近くの方がケーブルビジョンをご利用になっているといったようなことから考えますと、そういったノウハウですとか、それから近隣の設備状況を十分熟知した上で営業活動に結びつけずにやっていただくというのが、一番解決に近い方法ではないかというふうに考えております。

そのほか選択肢としましては、共同でアンテナを立てていただくマンション居住者の方、それがほかの住宅に影響を与えていないマンション住宅の方というのも相当数いらっしゃると思うんですよ。例えばワンルールマンションなんかはそれぞれやっていますのでね。そうすると、本当に自家用のアンテナを利用なさっている方というのは、今のところの状況では非常に少ない。それから今、フレッツ光というような、テレビに光を差すとデジタル放送が映りますとコマーシャルをやっていますけれども、そういった公衆電話回線を利用されている方等を入れる

と、本当に自家用アンテナを使っている方というのは非常に数が少ないということを考えますと、選択肢は家庭用の屋内アンテナでも映りますというようなことも説明しつつ、きっちりやっていたらこうということで、この事業者が適当というふうに考えております。

そのほか、区にも相談員を2人、今回非常勤で置いておりますので、その方たちにも現地に行って、受信状況の確認等には立ち合わせるといような方法を取りながら、安易にいわゆる契約行為に走らないといようなことについては釘を刺していきたいというふうに思っております。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】私も日ごろすごくお世話になっていて、少しぐらいある程度もうけてもらうというかしてもらいたいという気持ちもあるんですけど、あともう1点は、この契約期間が来年の3月31日までですよ。あ、以降継続ということなの。実質的には、例えば結局7月でしたっけ、ちょうどチェンジする時間がね。あれから以降、結局新しいタワーができてからでないと、現実的にどうも専門家の人に聞くと、変化があるということも聞くわけですよ。今の段階でここに置いておけばいいけれども、実は本当に地デジになったら、違ったまた現象も起こるであろうって、それはもうちゃんと総務省も知っているらしくてね。その段階でもある程度、アフターケアというか、やっぱりやってもらうところを、しっかりこの東京ケーブルさんに頼っておかなくちゃいけないということもあるので、その点はどうか。

【会 長】はい。

【総務課長】そういう意味では、スカイツリーができますと電波の発信位置がより高くなりますので、電波が届きやすくなるといようなことはあると思うんですが、逆に新宿の場合、反射波が入ってきて、反射波が入ってくれば多少その電波が弱くても、反射波をデジタル化することができる。そういった意味で、新宿区内はほとんど100%近く電波障害が起こらないといふふうに言われていますけれども、ツリーができれば当然その反射波の方向が変わりますから影響が出てくるということも考えられますので、そういったことにも的確に対応していきたいといふふうには考えております。

【会 長】かわの委員、どうぞ。

【かわの委員】私も実はまったく同じ話なんですけども、実際の東京ケーブルビジョンさんが契約させて、させてという言葉はよくないんですけども、契約を取るということで、その方、目が見えないご主人をお持ちの方で、奥様もご高齢で、いっぱいチャンネルが見えますとかいんなことを言われて、集合住宅でこれから地デジに移行するんで入らないといけませんみた

いな話をされて契約してしまったという方で、それ、契約を解除したいというふうなことを言っても、いや2年は入ってもらわないと困るということで、非常に東京ケーブルビジョンの営業課長さんまで来てもらったんですけども、非常に対応がよくないということで消費生活センターまで入れたこともあるんですよ。

正直、赤羽委員さんからもお話ありましたけれども、営業部隊のほうは、ちょっと消費生活センターにも問い合わせてもらいたいですけれども、営業をかけるということに対しては非常にある意味熱心なことがありますして、非常に委託先としてノウハウがあるだとか、実際に加入しているところがあるというふうなことですとか、あるいはずっと新宿区の場合は東京ケーブルビジョンさんがずっと電波障害の対策をされてきたというのが重々よくわかってはいるんですけれども、そういう問題が非常に私も実際のそういうご相談に乗っている中で懸念しているところなので、ぜひそのところは、営業行為に走らないようにというふうなお話もありましたけれども、よく担保していただかないと。

1件だけじゃないんですよ、実は。こちらのケーブルに電波障害が起こっていて、ケーブルに入っている方が、共聴施設に入っている方が、うちの東京ケーブルビジョンに入ってもらわないと困りますというふうなお話をいただいたということで、心配してご相談に見えた方もいらっしゃるんですけども、実は結構そういう話というのはあるんですよ。

それなので、今回業務委託ということでされる先で、これは報告事項ですから、諮問事項ではないですからあれですけども、よくそのところは精査していただきまして、本当区民の方から、逆に区がお願いした仕事で苦情があっては当然困りますし、そこはぜひ慎重にというか、よく目配りをして進めていただきたいと思うんですけども。その点と、あともう一つ。

そうすると、いわゆるデジサポというところでやるところとは別に、区の中で東京ケーブルビジョンさんが、区の電波障害とは全く関係ない一般のご相談にも、相談すれば、総務課なりに相談する方が、業務委託先として東京ケーブルビジョンさんが人員なりを出して対応していくというような、そういうイメージでよろしいのでしょうか。そこをお伺いしておきたいと思います。

【会 長】どうぞ。

【総務課長】契約に当たりましては十分注意していきたいと思います。ただ、今まで例というのは、区から直接契約をしてケーブルテレビに何かをお願いしてやっていたということはございませんので、今まで消費生活センターに相談に来られたケースというのは、何らかの理由で電波障害が起こっている、どうしたらいいでしょうという相談を受けたときに、選択肢の中か



ら東京ケーブルビジョンが、それでしたら自分のところのメリットというのをうたいながら、宣伝されたということになると思いますので、今回はそういった意味で言うと、区からの区の電波障害の世帯に対するアクションでござimasuので、そういったことがくれぐれもないように注意をしていきたいと思imasu。隣の例えば大きなビルが、電波障害を解消するために地元に入ったときにたまたまケーブルビジョンを使っていた場合については、それは民間の中で有利な、自分のところの営業活動というのはされることもあったかと思imasuけれども、今回は区が委託する事業ということで、その辺には十分配慮をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一つは、そういった意味では常設で非常勤職員、これはちょっと区の事業の宣伝になってしまimasuけれども、今総務課のほうに非常勤職員を2人置いています。この間、デジサポと連携する中で、そういったデジタル情報についてのノウハウというのを蓄積しておりますので、今後、総務課のほうで常設的にやっていますけれども、そのほかに1階のロビーのほうで相談会をやったりといったようなときには、デジサポと協力しつつ、その中で個別に解消しなくちゃいけない問題が出てきたような場合については、今回の委託の方たちを使って現場調査に入るといったようなことも取り組んでいきたいというふうには考えております。

【会 長】どうぞ。

【山口副会長】今の関連なんですけど、結局この東京ケーブルビジョンに、対策事業として10万世帯のリストが行っているんじゃないかと思うんですよね。そうすると、その営業活動にそれは利用する。どう利用できるか、私ちょっと商売のことはわからないから。結局自分の売り込み先の対象にするか、対象外か。少なくとも対象外かもしれない。それだけでも10万のものが除外できて、営業活動が無駄にしないで済んでいるわけなんで、結構難しい問題なんですけど、こういう営業活動に絡んだ委託をする場合に、なるほど営業活動には使わないということで、営業活動はしないということは本当にしないのか。今聞いていては、しているわけなんで。だからちょっとおかしいと思うんですけど、営業活動は仮にしてもいいとしても、こちらが提供した情報ですよね、個人情報、これを使わないシステムは何か考えていただかないと、やはり。このケースだけじゃなくてね。

今までに聞いているのは、余り自分の商売に使えないような委託先だったからいいのかなと思っ、何となく聞いていましたけど、こういうケースが出てくると、その委託先が自分の営業に個人情報を使おうと思えば使える。使ったと言わないにしても、使えるデータを与えているわけですよね。だから、そういうのはこれは機会に何かお考えいただいたほうがいいんじゃない

ないかと思えますけど。

【会 長】どうぞ。

【総務課長】ただいま申し上げました10万世帯というのは、それぞれのご家庭が既にケーブルビジョンと契約されている世帯で、今回この審議会に報告させていただいているのは、区がビルの、例えば大きな団地、区営住宅の上にアンテナを立てていて、そこから共同アンテナで受信したのを配っていたと。今回地デジ対応になりますと共同受信アンテナを廃止してしまいますので、それぞれの方がご自分たちでアンテナで受信していただくという世帯。2,000世帯強でございますけど、この世帯についてのお名前と住所を情報提供いたしまして、その家庭を個別訪問していただいて、地デジ移行対策をそれぞれのご家庭でやっていただくと。基本的には家庭内の屋内アンテナでも映りますし、あるいはケーブルテレビ、フレッツみたいな光みみたいなもの、それぞれのご案内していく中で、いや、そうは言ってもうちは本当に映らないんじゃないかというようなときには、その電波状況を調査したりといったようなことを今回お願いするということで。

既に行っている10万というのは、事業者と営業活動、今までの活動の中で集めてきたデータですので、それと今回の2,000件のデータというのは別なものというふうには考えておりますけれども、その辺については指導徹底していきたいというふうに考えております。

【会 長】いずれにしても、川村委員とそれから副会長のご意見、大変大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

【林委員】実はこれ、今件の地デジに限らず、東京ケーブルビジョンさんというのは、私の記憶では、超高層ではないんですけども高層建築物が盛んにつくられたころ、新宿区内にあちこちにつくられたころに、かなり飛躍的に伸びた会社だと思うんですね。というのは、あの当時は条例なり法律が国なり区のほうのあれができたと思うんですけども、電波障害ができた場合には施工主なり建築主が責任を持ってということで、計算されたもののあれが全部あれを持って、この東京ケーブルビジョンさんが一方的に区のあれを持って。だからそのときに、担当課の方なのかどうかかわからないんですけども、恐らく先ほど副会長が言われたみたいに、かなりの件数のところにお宅に回ったりして、私どもの家にも来ましたし、全く工事を、電気屋さん頼んだら何万円もするような工事をきれいに配線から何かを担当者の人が、プロが来て、あっという間にほとんど周りの人を全部やってもらっているんですよ。そのかわり情報はこちらが提供したんです、ここに書かれているような個人情報としてはしているんですけどね、同意書に。

それで、そのかわり費用的にはきれいになっちゃったものだから、みんな区民としては喜んで、ああ配線がきれいになったとかというような形で、ただだったんですよ。

今回のあれは、ですからそのときにまず1点、そのときに恐らく東京ケーブルビジョンさん、その後ずっと飛躍的にこの会社伸びていますから、他の追随を許さないくらい伸びているはずだと思うんですね。そうすると、そのときのデータ蓄積というのはかなり持っていると思うんですけれども、まずそれを今回、先ほど副会長も言われたとおりでもって、それを営業活動に使わないと言っても、また使う場面が出てきちゃっていますので、今度は地デジというあれなんですけれども。

ひるがえって、今度は我々区民からしますと、ほとんどまだ地デジというものが何なのかわからないまま、消防器具の今度は条例が決まって、国のあれで、消火器をあれしなきゃいけないということで、新宿区のほうから業者の名前が6社か7社が全部のあれして、私もかなりの家庭のあれのところへ配ってくださいということで、その理事長なんかに渡した覚えがありますけれども、ああいうのを見ると、指定業者の名前が全部出ているんですよ。要するに、これ以外のところは危ないから気をつけてくださいということで、選択肢が余りありませんって、ここが区のほうでもって推奨していますということで、はるか昔にこの消火器では消費者問題が起きていますので、その轍を踏まないということでやっているんですが。

ひるがえって、今度こちらのほうのあれを見ると、一方的に東京ケーブルビジョンさんが来ると、ここには区のあれを見ると、各種説明、相談、助言とあるけれども、その費用のことはちょっとよくわからないんですけども、区民我々としては、またただでやってくれるのかなみたいな形で、これでそのあれでいくと何となく、もうPRを徹底しないと、問題は何かただでやってくれる。あのときにはかなりの、もう相当の地域のあれがただでやっていますよね、東京ケーブルビジョンさんは。ですから、そのあれだということになると、みんな喜んで、地上デジタルのあれはただでまたやってくれるんだから、みんなここへ飛び込む。要するに選択の余地がなくなっちゃうんですけども、本当は選択の余地が電波法があれでいくとあるんですよ。

ですから、そこら辺のこれの書き方だと、新宿区のあれがもう唯我独尊で、これが絶対だよみたいな形でおやりになるのかな。ちょっとよくその辺が、今ごちゃごちゃ言っちゃって申しわけないんですけども、そんなようなことで、まず費用の問題と、それから過去のデータベースの蓄積を東京ケーブルビジョンさんは絶対持っていますよと。私はそう確信しています。

【会 長】残念ながら時間になりましたので、ただいまの川村委員、それから副会長、それ

から林委員のご質問に関しましては、次回の冒頭に報告いただくということでよろしいでしょうか。いろいろと。

どうぞ。

【区政情報課長】こちらにつきましては、地デジの放送移行支援業務委託につきましては報告事項ですので、次回冒頭にまたそういった実際の作業の状況ですとか、そういったものについて、11月になりますけれどもご報告をもう一度させていただくような形でやりたいと思います。よろしく願いいたします。

【会 長】どうぞ。

【林委員】最後に伺いたいんですけど、先ほど会長もおっしゃったし、今までも下の議事録とかああいうものをホームページで見たりすると、議事録にははっきり承認という言葉と了承という言葉が明確に残っているんですが、こんなに明確にこれ使い分けなんだと思って。先ほどもたまたま会長も、これは承認ですよ、これは了承ですよというふうに言われて、そこら辺のところがちっとわからないんで、橋口課長、どういうふうにこの会議では使い分けされているのか教えていただけますか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】諮問の場合には承認となります。報告事項の場合には了承という形になります。よろしく願いいたします。

【会 長】よろしいですか。

それでは、本件につきましては了承。

【副会長】これは了承してしまうんですかね、今日は、了承だけは。了承しないといけない事情があれば……了承、了承だけはして、今の問題は何名かがおっしゃった問題は一般論で、結局そういう営業活動に利用されないように、区としては気をつけてほしいという意見ですよ。それに対する対策だとかお考え、検討結果を次回に言っていただくんだったら、報告事項だからいったん了承して、今の話は次回冒頭に区のご意見をお聞かせいただく。これでよろしいでしょう。じゃ、了承でございます。

【会 長】いったん了承ということにして、次回では報告をよろしく願いいたします。

それではご苦労さまでした、どうもご苦労さま。

時間が少しオーバーしちゃいまして、大変恐縮でございます。どうしてもお約束のある方はやむを得ませんので、どうぞご退席させていただければと思います。

次に資料44、「戸塚地域センターにおける指定管理者制度の導入について」でございます。

では、ご説明よろしくお願ひいたします。

【小菅】説明、簡略に願ひします。

【会 長】どうぞ。

【戸塚特別出張所長】戸塚特別出張所長の西方でございます。よろしくお願ひいたします。では、簡略に説明させていただきます。

資料は44でございます。こちらにおきましては、戸塚地域センターが開設するに当たりまして、そちらに指定管理者制度を導入するというものでございます。

ではその次のページ、2ページ目の事業の概要に入らせていただきます。事業名、目的で、担当課は戸塚特別出張所でございます。目的は戸塚地域センターの管理を指定管理者に行わせるものでございまして、事業内容でございます。

戸塚地域センターは平成22年2月27日、来年の2月にオープンいたします。その管理を指定管理者に行わせる予定でございますが、それに先立ちまして、指定管理者が管理を行うまでの準備期間中の団体利用登録、それから利用申請受付、利用申請の一斉受付などを指定管理者を将来担っていただく団体に先に行うというものでございまして、一つが業務委託、それから指定管理者になった後の管理運営委託の分の、こちらにございますものに関する個人情報を扱うことについてということになります。

それで、今回は事業委託に関するご報告とそれから指定管理者についての審査をしていただくこととなりますので、申しわけございません、5ページ目を先にお願ひいたします。こちらの戸塚地域センターにつきましては、区内10所ございます特別出張所ごとに設置されることになっております地域センターの、最後の10所目でございます。私ども戸塚で、最後に地域センターが10個そろふこととなります。

そして、こちらにございますように、指定管理者が取り扱う個人情報の項目という、上から5個目の箱を見ていただきます。利用申請書・利用変更等、こちらにございます主には住所、それからご氏名、電話番号等の個人情報について指定管理者のほうに扱っていただく情報を、そこにあります。

それから媒体でございますが、紙及び電磁的媒体でございまして、この紙というのは申請書が紙でございまして、それを管理するのがパソコン等で電磁的な扱いをすることになります。

指定管理期間でございますが、資料にございますとおり平成22年2月27日から24年3月31日まで、2年1カ月余りでございます。訂正でございます、すみません、「22年」の2月27日です。申しわけございません。そして、その2年1カ月としておりますのは、周期をほかの地域

センターと合わせておりました、そちら地域センターの指定管理に関する共通の課題等が出てきた場合に、基本協定等を見直すこととなりますので、そちらの対応を視野に入れているため合わせております。

そのほか、基本的にはすべてほかの地域センターと同様の対応といたします。個人情報につきましても、そちらに記載してございますとおり、法令の遵守、それからしっかり施錠できる保管庫における管理、職員に対する情報保護の対策の指導徹底、そのための研修の実施を行いまして、十分保護する体制を整えさせていきたいと思っております。

区といたしましても、基本協定にそれをすべて個人情報保護、それから情報セキュリティの項目等を盛り込みまして、また別紙の特記事項を付して対策の徹底を図ります。

指定管理者でございますが、先日、戸塚の地域センター指定管理者選定委員会を開催させていただきまして、戸塚地域センター管理運営委員会が指定管理者の候補団体として選定されました。こちらにつきまして今後議会において議決をいただきまして、正式な指定管理者とさせていただきます予定でございます。

この戸塚地域センターの管理運営委員会でございますが、地域の関係団体の代表者とか、それから公募委員の皆様で構成されておりました、地域住民の組織になっております。そして戸塚では、これは大変特別なというかあれなんです、戸塚地区協議会のメンバーがそのままこちらの管理運営委員会のほうにも入っております、82名という大変大勢の管理運営委員会となっております。そちらが指定管理者になりますが、実際に施設を運営するのは事務局長以下職員となっております。その職員は管理運営委員会が雇用する人でございます。

それから、この指定管理者が、前のページに戻っていただきまして、これからご報告事項とさせていただきます……一緒によろしいですか。ご報告にもなりますが、指定管理者が管理を行うまでの準備期間に関しましては、業務委託を行います。この理由といたしましては、戸塚地域センターは22年2月27日の開設ですが、団体登録受付、使用申請受付、それから3月、4月の地域センターの利用分の一斉受付、これは通常利用の2カ月前から行うことにしておりますので、そういった事業をやらなくていけませんので、そのための準備を行うために委託するものでございまして、委託期間は21年12月1日から指定管理の前日の22年2月26日までとなっております。こちらにつきましても同様に個人情報をたくさん扱わせていただくこととなりますので、適切な管理をするようにいたしまして、業務委託に関しても特記事項をきちんと付しまして、契約に当たりたいと思っております。

非常に雑駁ですが、以上で終わらせていただきます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご発言。

はい。

【久保合介委員】指定管理者が決まるまでは、戸塚地域センター管理運営委員会が委託先になると。そうでしょう。3ページ目の上に委託先、戸塚地域センター管理運営委員会となっているんですね。5ページになると、その指定管理者の名称が区議会の議決を経て指定される。これがよくわからないんだけど、箕輪地域センターが、箕輪地域センター管理運営委員会が指定管理者をやっていますよね。戸塚も同じでしょう。それなのに何でまた、5ページ目では区議会の議決を経て、名前が指定されるというのが全然意味がわからない。

【会 長】どうぞ。

【戸塚特別出張所長】まず、指定管理者というのは、地域センター指定管理者に管理を、運営を指定管理者とするということになっておりますので、戸塚地域センターの管理運営委員会が必ずしも指定管理者とイコールではないんです。つまり議決していただかない限り、管理運営委員会は指定管理者となることができないのです。ですから、戸塚の地域センターの情報を扱っていただく指定管理者に関して情報を与えるというものでして、戸塚の地域センター管理運営委員会という団体が最初からそこが決まっているものでないというか、すみません。

それで、委託のほうは管理運営委員会が既に議決されることが今回決まっておりますので、委託につきましては最初から管理運営委員会というふうにさせていただいてまして、本当にややこしいことで申しわけないんですが、この議決につきましては第3回の定例議会で議決していただくこととなりますので、今回はまだこういう書き方しかできないということになっております。

【会 長】どうぞ。

【久保合介委員】区議会が議決するのは指定管理者ではなくて、指定管理者の名称なんですよ。名称を区議会を議決するというのは、僕はよくわからないんだよね。指定管理者を議決するんじゃないの。

【戸塚特別出張所長】指定管理者を議決していただきます。

【久保合介委員】ですね。これだったら、指定管理者の名称を区議会が議決すると書いてあるから、だからさっきからわからないんですよ。

【戸塚特別出張所長】そうですね。すみません、申しわけございませんでした。こちらの資料の「の名称」を消していただいたほうが、今回の場合には合っていると思います。申しわけご

ございません。

【会 長】名称のところ、消してください。これでよろしいですか。

ほかにございましたら、どうぞ。

【小菅委員】ちょっと時間がないところ悪いんですけど、ちょっと1点教えていただきたいんですが、5ページの中で指定管理者がいずれ決まりまして、取り扱う個人情報の項目が依然としてたくさんあるわけですね。既存のセンターと同じだという説明でよくわかりました。その際に、直接は指定管理者の職員がこれらの個人情報を扱うわけですが、その職員の間で誓約書みたいなものを取るのかどうか、ちょっとその辺教えてください。

【戸塚特別出張所長】指定管理者の皆様に関しては、そちらの方々職員一人一人に対して誓約書というか雇用いたしますので、その条件として遵守していただくようにいたします。

【小菅委員】看板ですからぜひご協力いただき、ということです。

【会 長】ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】本件につきましては、いろいろいいご意見をいただきましたけれども、一応了承ということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもありがとうございました。了承です。

では、まだございまして、資料45ですね。「地盤資料データベース作業委託について」でございまして。緊急雇用創出事業でございましてけれども、それでは、それについてのご説明をよろしく願いいたします。

どうぞ。

【建築指導課長】建築指導課長の新井です。よろしく願いいたします。

それでは資料45の件名、地盤資料データベース作業委託について、ご説明します。

国の地方公共団体の助成制度でございまして緊急雇用創出事業を活用したいというふうにご考えております。

次のページ、2ページをごらんください。事業の概要でございまして。事業名は件名と同じでございまして。ここで地盤資料とは、地盤、土地とかのボーリングにより調査したデータで、実際に地下10メートルから30メートル程度まで掘りまして、その地層・地質などを調査した結果を資料としてまとめたものでございまして。それが建築確認申請時に区に提出されたものを蓄積したものでございまして。担当課は都市計画部建築指導課です。



目的は、地盤資料は長雨時のがけ崩壊の防止や、建築物の支持地盤や地耐力を決定するために活用できる貴重な地域資料でございます。周辺の地盤資料を比較検討することにより、建築物の安全で正確な構造設計や、がけの効果的な安全化指導に活用できるものでございます。こうした貴重な資料を適切に保存し、長期間活用できるものとともに、公開できるものに編集するため、電子データ化するものでございます。

対象は、区内の地盤資料にかかわる敷地の所有者でございます。

事業内容としては、区が保有します約5,000件の地盤資料について電子データ化して保存し、長期にわたって活用していきたいというふうに考えております。あわせて、ホームページへの公開に向けたデータの編集や検索システムを構築していきたいというふうに考えています。

主な委託の内容は、(1)の電子データの入力については、ボーリングの柱状図の電子複写、ボーリング柱状図の電子データ入力、それと位置電子データ入力、それぞれを約5,000件行いたいと考えております。(2)の地盤資料閲覧システムと、(3)のこのシステムのホームページへの構築についても委託したいというふうに考えてございます。

次の3ページをごらんください。委託業務に関する情報についてでございます。

保有課、あと登録業務の名称については記載のとおりでございます。委託先は今後一般競争入札により決定したいというふうに考えてございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、確認申請時等に添付されている約5,000件のボーリング調査データであり、地盤資料に含まれております主な処理情報項目につきましては、個別の建物名称を含みました調査名、それと所在地、それと少し飛びまして調査業者名、それにボーリング実施者、責任者等の氏名などの基本事項のほか、記載の情報項目について処理させていきたいと考えています。

処理させる情報項目の記録媒体は紙ベースでございます。

委託理由につきましては、前のページの事業概要の目的と同じでございますので、省略させていただきます。委託の内容はやはり事業の概要の事業内容と同じでございますので、省略させていただきます。

委託の開始時期及び期限につきましては、平成21年11月中旬から平成22年3月下旬までで、緊急雇用促進事業についての補正を第3回定例会にお諮りしていますので、その後開始したいというふうに考えております。

委託に当たり区が行う情報保護対策につきましては、契約に当たり次のページに添付されています特記事項を付したいというふうに考えてございます。それと、受託事業者に行わせる情

報保護対策といたしましては、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定してもらいまして、また、提供される情報は施錠できる金庫に保管してもらいたいというふうに考えています。

以上で説明を終わらせていただきます。

【会 長】ありがとうございました。

ご発言ありましたら、どうぞ。

どうぞ。

【かわの委員】5,000件ということですが、5,000件をデータベースすれば、新宿区18平方キロのほぼこれで大体わかるんですか。まだそれでもとても足りなくて、もう少し追加していこうということなんですか、その辺はどうなんですか。

【建築指導課長】ほぼというか、多少がけとか……

【かわの委員】個別は別だけど。

【建築指導課長】ええ。地盤のレベルさもありますので、多少違いは出てくると思いますけれども、おおむね見えてくるのかなと思っています。今後、確認審査の中で追加されるデータもごございますので、そういったものも時期を見てまた新たに追加して、より精度の高いものにしていきたいというふうに考えています。

【かわの委員】はい、わかりました。

【会 長】どうぞ。

【赤羽委員】この5,000件って、どのくらい前からのデータなんですか。データの古さというか。

【建築指導課長】ちょっと正確な年代はわからないんですけれども、私どもが若いころに集めたようなデータもごございますので、30年ぐらい前からは集まっているのかなと思っています。

【会 長】よろしいですか。

どうぞ。

【久保合介委員】地盤資料データベース作業というのは、区役所内で完結できないものなんですか。外部に委託しなきゃいけないものなんですか。

【建築指導課長】データの入力作業になりますので、ある程度専門のなれた方にやってもらうということが必要なのかなと。あと、職員もそれぞれ通常業務を持っていますので、そういった片手間でできるほどのボリュームでもありませんので、ぜひ委託させていただきたいというふうに考えています。

【会 長】はい。

【久保合介委員】なぜそういうことを言うかという、この審議会に出てくるものは全部外部に漏れちゃいけないのは当たり前なんですけど、この資料だけは絶対に不動産に漏れたらまずいんですよ。ね。そういうものは区役所内で完結できないんですか。区役所の職員というのはそういうような場でプロじゃないんですか。

【建築指導課長】既にボーリングデータにつきましては公開をしております、過去の個人情報云々と言われる、もう先ほど申し上げたように30年ぐらい前から、データの生データをカウンター等で閲覧に付している状況がございますので、データそのものが個人情報とか、その一定の業者さんに活用されることでなく、むしろ広くそのホームページ等で公開することによって広く皆さんに知っていただいて、それを目的にも書いてございますように、建物の安全な設計に活用していただきたいというのが趣旨でございます。

【久保合介委員】はい、わかりました。

【会 長】どうぞ。

【副会長】雇用創出事業というんですけど、どれぐらいの雇用がここで増えるんですか。

それは質問として、委託先は1社ですか、それとも相当な作業で何社か出すつもりなのか。この入札の委託先の相手先は何社なんでしょうかという質問なんです。

【建築指導課長】現在、雇用促進事業で報告している新規雇用については4名を考えています、あと委託先の業者については1社でございます。

【かわの委員】お金幾らなんですか。

【建築指導課長】約2,000万円でございます。

【会 長】ほかにございますか。

はい。

【久保合介委員】この問題だけではないんですが、きょうは本当はもうあれ、4時に終わっているはずなんです。質問するほうが悪いのかもしれないけど、少なくとも簡潔に説明します、説明しますと言いながら、最初から最後まで読んでいるんだよね。今のだって、揚げ足取るわけじゃないけど、一番後ろのなんかね、全部委託に当たり区が行う情報保護対策は、契約に当たり別紙特記事項を付す。この次の保護対策も、これ、みんな同じなんだ。ほかと同じです。いいんだよね。僕ら見ているんだから。

皆さんね、本当に最初から最後まで簡単に説明するよとか、雑駁ですがなんて言うけども、何のことはない、全部読んでいるんだ、最初から最後まで。そういうことをあなたに言っているんじゃないで、情報課長に少し時間を協力してほしいと言っておいて、ほかの人からも簡単

にやってくれて声が出ているじゃない。こんなに遅くなっているんですよ、40分も。

【会 長】何か少し考えたほうがよろしいかもしれませんね。報告事項と諮問事項の区別ですか。報告事項をもう少し簡潔にしたほうがいいのかもかもしれません。

ともあれ、どうも本当に申しわけございませんでした。私のほうにも責任があるので、すみません。

【副会長】いや、だけど、きょうはそう無駄な発言があったとも思っていないので、議題が多過ぎたというほうが、むしろもともとね。

【会 長】確かにそうですね。

【副会長】ただ、これも会議の回数だとか実施時期に応じてあるんでしょうから、まあ、ちょっとそこらは事務局のほうでもうちょっとお考えいただくことも必要かなと思っています。

【会 長】それではこれで終了ということにします。どうも長時間、本当にご苦労さまでございました。

【区政情報課長】資料45については了承ということではよろしいでしょうか。

【会 長】了承でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】はい。

【区政情報課長】どうもありがとうございました。

それでは、本日審議時間が本当に大幅に延びてしまいまして、申しわけございませんでした。審議事項につきましては、議会の関係とかがございまして、本日にどうしても合わせなければならなかったということもございました。次回から説明時間についても効率的に説明するように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次回の審議会ですけれども、11月12日、木曜日の午後2時からを予定しております。場所につきましては、本日と同じ第2委員会室でございます。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】それでは以上でよろしいですか。

それでは、今日はこれで終わります。どうも長時間ご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

午後4時45分閉会